SIP(戦略的イノベーション創造プログラム) Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program 平成 27 年度

公募要領

【課題名】

「革新的構造材料」

【募集期間】

平成27年6月1日(月)~平成27年7月9日(木)(正午)



管理法人:国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)

平成 27 年 6 月 (2015/06/1 第2版)

注意:

本公募に申請するにあたり、所属研究機関において、研究倫理教育に関する プログラムを予め修了していること、または、JST が提供する教育プログラムを 所定の時期までに修了していることが必要です。

※詳しくは、本要領「Ⅲ 1. 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」をご参照ください。

◆課題名・プログラムディレクター

課題名:「革新的構造材料」

プログラムディレクター:岸 輝雄(東京大学名誉教授、独立行政法人物質・

材料研究機構顧問)

◆公募対象の研究領域

研究領域

(d) マテリアルズインテグレーション

◆研究開発課題開始までの主なスケジュール (予定)

本公募は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) で行われます。詳細は本要領「Ⅳ. 府省 共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」をご確認ください。

募集開始	平成27年6月1日(月)
募集受付締切 (e-Rad による受付期限)	平成27年7月9日(木) 正午《厳守》
書類選考期間	~ 7月中旬

書類選考期間	~ 7月中旬
書類選考結果の通知	7月中旬
面接選考会	8月上旬
採択課題の通知・発表	9月上旬
研究開発開始	9月上旬以降

- 注) 書類選考期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。
- 注) 面接選考の日程は確定次第、SIP 公募 HP(http://www.jst.go.jp/sip/k03_koubo2.html) に掲載します。

◆本公募に係る基本情報

- ・内閣府 SIP 事業 ホームページ http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/
- ・SIP「革新的構造材料」研究開発計画(内閣府ホームページ) http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku/3_zairyou.pdf
- ・SIP「革新的構造材料」JST ホームページ http://www.jst.go.jp/sip/k03.html

目 次

Ι.	SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)について	
	1. SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)の概要	1
	2. これまでの公募の状況	1
	3. SIP の推進体制 ····································	
	4. 課題(革新的構造材料)の概要	
II.	募集に関する主要事項	
	1. 平成27年度追加公募の目的	
	2. 公募対象となる技術領域について	
	3. 応募のタイプについて	
	4. 応募者の要件について	
	5. 研究開発課題の期間・規模等について	16
	(1) 研究開発期間	16
	(2) 研究開発費の規模	16
	(3) その他留意事項	
	6. 選考について	…17
	(1) 選考の流れ	17
	(2)評価基準	18
	(3) 利害関係者の選考への不参加	18
	(4) 選考結果の通知等	18
	(5) 研究開発課題開始までの主なスケジュール (予定)	
	7. 採択後の責務等	
	(1)研究責任者の責務等	
	(2) 共同研究開発機関の主たる共同研究者の責務等	
	(3)研究機関の責務等	
	8. 研究開発課題提案書(様式)の記入要領	···24
${\rm I\hspace{1em}I}$.		
	1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	
	2. 研究開発課題提案の応募について	
	3. 研究開発費の使途について	
	4. 間接経費について ······	
	5. 繰越しについて	
	6. 応募に際しての注意事項	
	(1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	
	(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	
	(3) 研究費の不正な使用等に関する措置	
	(4)研究活動の不正行為に対する措置	
	(5)研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	
	(6) 人権の保護および法令等の遵守への対応について	
	(7) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	
	(8) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	
	(9) ReaD&Researchmap (R&R) への登録について	
	(10) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について.	
	(11) JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	. 67

IV.	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について	68
	1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募書類の作成・提出	等 ∵68
	2 . e-Rad による応募方法 ····································	68
	3. 利用可能な時間帯、問い合わせ先	70
	(1)e-Rad の操作方法	70
	(2) 問い合わせ先	70
	(3) e-Rad の利用可能時間帯	70
	4. 具体的な操作方法と注意事項	71
	(1)研究機関、研究者情報の登録	71
	(2) 応募要領および提案書様式の取得について	72
	(3) 提案書の作成とファイル変換	75
	(4) e-Rad への応募情報項目の入力	
V.		
	1. 応募に際しての参考事項	89
	(1) 公正な研究を目指して	
	(2) 男女共同参画について	
	(2)「国民との科学・技術対話」について	
	(3) オープンアクセスについて	
	(4) 低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業について	
	(5) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	
	2. よくある問い合わせ事項(Q&A)	
VI.		
,	1. エフォートの定義について	
	2. 現在推進中の研究開発課題一覧(平成27年6月現在)	
	- · Juliana and I · ·/// Juliu/ Juliu/ Juliu/ Juliu / I /// B · I · / / / Julia/	50

I. SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)について

1. SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)の概要

科学技術イノベーションは、経済成長の原動力、活力の源泉であり、社会のあり方を 飛躍的に変え、社会のパラダイムシフトを引き起こす力を持ちます。しかしながら、わが 国の科学技術イノベーションの地位は、総じて相対的に低下しており、厳しい状況に追い 込まれています。

総合科学技術・イノベーション会議は、「イノベーションに最も適した国」を作り上げていくための司令塔として、その機能を抜本的に強化することが求められています。科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔機能(日本経済再生本部、規制改革会議等)との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等に、より直接的に行動していく必要があります。

このため、平成26年度予算において、「科学技術イノベーション創造推進費」(以下、「推進費」という。)が創設され、内閣府に計上されました。推進費は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段です。

今、国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国の産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められています。このためには、各府省の取り組みを俯瞰しつつ、更にその枠を超えたイノベーションを創造するべく、総合科学技術・イノベーション会議の戦略推進機能を大幅に強化する必要があります。その一環として、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取り組みに対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術・イノベーション会議が自ら重点的に予算を配分する SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)が創設されました。この原資は、推進費から充当されます。

2. これまでの公募の状況

このような背景のもと、SIP は、科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日閣議決定)及び日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、科学技術イノベーションを実現するために創設することが決定したものです。

SIP は、府省・分野の枠を超えた横断型のプログラムであり、総合科学技術・イノベーション会議が対象となる課題を特定し、予算を重点配分するものです。第114回総合科学技術会議(平成25年9月13日開催)において、対象課題候補及び実施の方針が決定されており、基礎研究から出口(実用化・事業化)までを見据え、規制・制度改革や特区制度の活用も視野に入れて推進していくものです。

SIP は、科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針(平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議)に定められた基本方針に沿って、総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボード、プログラムディレクター、推進委員会等を中心とした推進体制が構築されています(本要領「I3. SIPの推進体制」を参照)。

平成27年度 SIP 各課題の予算配分については、平成27年度戦略的イノベーション 創造プログラム (SIP) の実施方針について(平成27年4月13日総合科学技術・イノベーション会議)において決定されています。

プログラムディレクターが策定した各研究開発計画については、総合科学技術会議ガバニングボードによる事前評価(平成26年3月20日、27日)、及び内閣府によるパブリックコメント(平成26年4月17日(木)~平成26年5月7日(水))の結果を踏まえ、平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボードにより承認され、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)において決定されています。最新の研究開発計画書は、内閣府 HP をごらんください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/

SIP の実際の運用にあたっては、戦略的イノベーション創造プログラム運用指針(平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボード)に沿って進められます。

内閣府で「革新的構造材料」の研究開発計画書が策定され、JSTが管理法人に指定されたことを受けて、平成26年6月より4つの研究領域を設定し、公募を開始しました。 選考委員による選考会をへて、平成26年9月に後述する「拠点型」「個別テーマ実施型」 タイプあわせて26課題が採択されました。現在、4つの研究領域において、活発な研究 活動がなされています。

現在進行中の研究開発課題は、本要領「VII その他 2.現在進行中の研究開発課題一覧」をご覧ください。

3. SIP の推進体制

SIP は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための取り組みの一つ として内閣府に計上された推進費において実施するものであり、総合科学技術・イノベーション会議のもとで推進体制が構築されています(図1-1)。

o総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボード (GB)

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員を構成員とする総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボード(以下、「GB」という。)は、SIP の着実な推進を図るため、SIP の基本方針、SIP で扱う各課題の研究開発計画、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行います。

oプログラムディレクター (PD)

内閣府にテーマごとにおかれているプログラムディレクター(以下、「PD」という。)は、担当する課題の研究開発計画等を作成し、中心となって進めます。また、研究開発計画の推進にあたっては、研究開発課題の決定を行うとともに、研究開発計画策定および実施の過程においては、研究開発内容の修正・組み替えを含めたマネジメントを行います。

o推進委員会

推進委員会は、内閣府に課題ごとに置かれます。PD が議長、内閣府が事務局を務め、 関係省庁、管理法人(以下項目参照)、専門家等から構成されます。当該課題の研究開 発計画の作成や実施等に必要な調整等を行います。

○管理法人

管理法人は、PD が推進委員会と調整の上作成し、GB によって承認された研究開発計画に沿って、当該課題を推進する研究責任者(管理法人から研究を受託する者)の公募、委託研究契約等の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、PD への自己点検結果の報告、関連する調査・分析、広報活動等、その他研究開発の推進にあたって必要な調整を行います。

当該課題の各研究領域を推進する研究責任者の選定にあたっては、管理法人が内閣府と協力して、PD、推進委員及び外部の有識者・専門家等から構成される選考委員会を設置し、選考委員の審議結果を踏まえ、PD 及び内閣府の了承を経て決定を行います。研究責任者及びその共同研究予定者等(研究責任者等)の利害関係者は、当該研究責任者等の審査には参加しません。

なお、本課題の管理法人としては、研究開発計画において、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、「JST」という。)が指定されています。

SIP 革新的構造材料では、JST 内に運営方針を検討するプロジェクト推進委員会、知的財産権等の取り扱いを検討する知財委員会、課題評価等で PD に意見を述べるアドバイザリーボードが設置されています。

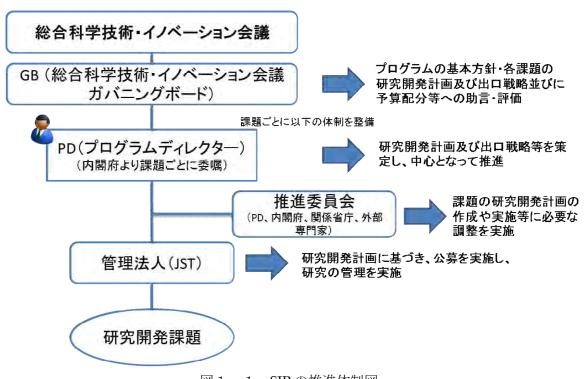


図1-1:SIP の推進体制図

4. 課題(革新的構造材料)の概要

本課題(革新的構造材料)の概要は下記のとおりです。なお、詳細は本課題に係る内閣府の研究開発計画の最新版をご覧ください。また JST の SIP 革新的構造材料の HP もあわせてご覧ください。

http://www.jst.go.jp/sip/k03.html

(1) 意義・目標等

我が国の輸出産業の中で工業素材の存在感は向上し、他産業の国際競争力をも牽引するものとなっています。しかし、新興国は猛追しており、工業素材の国際競争力の強化は、我が国全体の競争力維持に直結する課題です。また、我が国が直面するエネルギー問題においても、エネルギー転換・利用効率向上による省エネルギー、排出ガス削減が求められています。このため、強く、軽く、熱に耐える革新的材料を開発し、輸送機器・発電等産業機器への実機適用を行うとともに、エネルギー転換・利用効率向上の実現を目指します。また、これら材料技術を基盤に、航空機産業を裾野産業も含め、育成・拡大を目指します。

(2) 研究領域と研究開発の内容

革新的構造材料における研究開発では、特に、航空機機体・エンジン、発電設備、 大型構造用 FRP を出口として想定し、新材料技術を利用して、材料技術を通した持続 的イノベーションを可能にする仕組みを構築します。図1-2は本研究開発で取り組む材料技術について、航空機機体及びエンジンへの適用部位を示しています。本研究開発では主にこれらの新材料利用技術に関連する研究開発を短期的視点から検討し、材料技術を通したイノベーションを目的とすると共に、通常研究開発に長期間を要する構造材料技術に対して日本国内の英知を集結します。

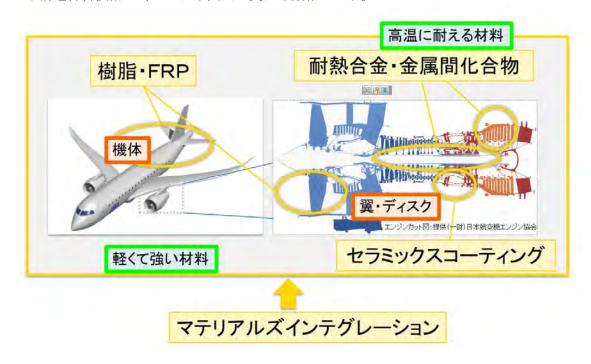


図1-2 航空機用エンジンを対象にした場合の材料適用

これを行うために、図表1-3 に示した 樹脂・FRP、耐熱合金・金属間化合物、セラミックスコーティング、マテリアルズインテグレーションの4つの研究領域を設定し、平成26年度に公募を行い、研究開発課題が採択され、研究が実施されています。さらに採択された研究開発課題の研究責任者から各研究領域をとりまとめる領域長が指名されました。

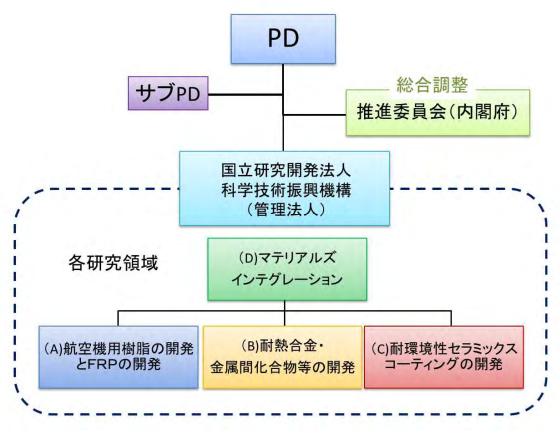


図1-3 研究領域と実施体制

4つの研究領域の概要は以下になります。

【研究領域:航空機用樹脂の開発とFRP の開発】

- ■担当サブ PD 田中千秋 (東レバッテーリーセパレータフィルム (株) 相談役)
- ■領域長 武田 展雄(東京大学 大学院新領域創成科学研究科 教授)

航空機用 FRP の製造技術の動向としては、熱可塑性樹脂を用いた材料系への転換が 国際的に検討されている状況にある。加熱によって軟化する熱可塑性樹脂を用いて FRP を成形すると、熱硬化性樹脂を用いた FRP よりも短時間で部材を成形することができ る。また、熱可塑性樹脂は衝撃性に優れる特性を持つために FRP に耐衝撃特性を付与 することもできる。今後、熱可塑性樹脂を用いた FRP は航空機用エンジンのファンケ ースやファンブレードへの使用が拡大し、燃費低減への貢献が期待できる材料である。 同時に、将来の FRP の大型化や複雑形状に対応できる製造技術として、既存のオート クレーブを用いた技術に替わる FRP の工業的な製造技術の開発も必要である。

現在、FRP の成形時間の短縮に関しては国際的に種々の技術開発が行われているが製品の競争力につながるために詳細は明らかにはされていない。また、成形される材料の要求性能をもとに、素材性能と生産性・製造性のトレードオフの関係を打破し、生産性と信頼性を飛躍的に向上させた FRP 部材成形技術システムの構築を行うことの

重要性が指摘されている。本研究開発では、同時に、これらの開発技術を利用した工業製品の実用化を加速するために、新規樹脂開発、高成形サイクル・低価格成形手法の開発、大型 FRP 製造技術や関連基盤技術(材料設計・生産/加工技術、品質保証・最先端計測技術、マルチスケール計算科学等を駆使した高生産性・高信頼性の革新的構造材としての樹脂および FRP/PMC 材料等)の構築を目指す。これらの技術開発とともに、FRP の付加価値を高めるための高分子材料や複合材料周辺技術開発も行う。

【研究領域:耐熱合金・金属間化合物等の開発】

- ■担当サブ PD 北岡康夫 (大阪大学 教授)
- ■領域長 御手洗 容子 ((独) 物質・材料研究機構 環境・エネルギー材料部門 グループリーダー)

金属材料の中で Ti 合金は航空機用エンジンのファンブレードなどの中高温部品、Ni 合金はさらに高温度の部材用として欠かせない最重要金属材料である。また、軽量で耐熱性のある TiAl 金属間化合物も非常に重要な材料であり、将来の適用部位の拡大が見込まれている。これらの材料を利用するときには、部材形状への成形技術が材料の付加価値を著しく高め、さらに、航空機用エンジンの高性能化に直結する。国内で高性能な素材自体が得られても部材形状に加工する技術が欠けていると実用化には結びつかない。

耐熱合金や金属間化合物の加工には鋳造や鍛造などの技術が必要であり、材料加工技術は部材のコストや信頼性と密接に関連している。近年のコンピュータ制御技術等の発展を背景に、国際的にも常に最新の材料加工技術を導入しようとする潮流が生じている。日本でもエンジン用材料の部材を短時間で精度よく、かつ、製造コストを抑えて作製するための加工プロセス技術の研究開発が必要である。本研究開発では、実部品製造時の鍛造技術、組織や特性予測等のシミュレーション技術などを駆使して、

高機能・高強度・高信頼性な大型耐熱部材を鍛造で高精度に作り込むための塑性加工法を確立し、新素材の早期利用技術を促進する。また、新たな製造技術として、大型化・量産化につながる革新的金属材料加工技術の開発を産学官の連携の場を構築し達成する。

【研究領域:耐環境性セラミックスコーティングの開発】

- ■担当サブ PD 香川豊 (東京大学 教授)
- ■領域長 高田 雅介 ((一財) ファインセラミックスセンター 材料技術研究所 所長) 近い将来の航空機用エンジンへの軽量セラミックス材料部材利用は、より高温で材料を使うことによる高効率燃焼や廃熱を最小限に抑えた熱エネルギーの有効利用という観点からは欠かせない。エンジンの高温部分に実用化が見込まれる軽量セラミックス部材では、使用時の過酷な環境から表面を守り、部材の長時間使用を可能にする技

術が、国際的に差別化された軽量セラミックス部材の実現に必要である。

本研究開発では、耐熱・耐環境コーティング(EBC)を開発し、軽量セラミックス部材に適用することにより、航空機エンジン部材のタービン動翼・静翼、シュラウド等の大幅軽量化と使用環境下における部材の耐熱性、耐久性、並びに信頼性の飛躍的向上を可能にすることを目指す。これにより、航空機用エンジン部材の国際商品としての付加価値を高める技術を確立する。国際的に未到達の 1400℃級の使用環境下で酸素遮蔽性や水蒸気遮蔽性を最大にすることができる新規セラミックス材料をコーティング材料として使いこなすための技術を開発し、材料開発だけでとどまることなく、工業材料としての実機適用に速やかにつなげる。

同時に、コーティングと基材の接合の信頼性保証、重要関連技術として、開発する コーティングの使用時性能を最大限に発揮できる基材自体の開発と高性能化も行う。 使用時特性を評価し、性能を保証するための研究開発も実施し、本研究開発で実現す る新素材を用いて実用的に利用できる高温構造部材を作り出す総合的な技術を開発す る。

【研究領域:マテリアルズインテグレーション】

- ■担当サブ PD 香川豊 (東京大学 教授)
- ■領域長 小関 敏彦(東京大学 大学院工学系研究科 教授)

マテリアルズインテグレーションとは材料工学を中心として、既存の理論や実験、シミュレーション等の計算機科学的手法、データベース、マテリアルズ・インフォマティックスなどの情報学などを融合するとともに、不足している知見を俯瞰し、材料使用時のパフォーマンス特性を知るためのツール及びこのツールを開発するために必要な周辺技術であると定義する。構造材料の分野で、継続的にイノベーションを起こすことを目的に、理論、実験、計算科学を駆使し、得られた知見のデータベース化をすすめて、要求された性能の構造材料を短期間に設計・製造する方法論を構築する。構造材料の開発には、多種多様の分野の知識が必要であり、しかも、構造材料が長い時間にわたり用いられることを考慮しなければならない。材料の使用環境下における、長時間後の材料の劣化状態を知ることや、材料の使用時特性としてのパフォーマンスの時間的変化を理解し、研究開発にフィードバックすることは研究開発時間の短縮化に大きく貢献できる。しかし、シミュレーションのような計算機科学の延長だけでは、限られた範囲のデータから実用化に必要な未知の特性を予測したり、長時間使用した後の特性を予測することは難しい。

将来の航空機産業における国際的な競争の中でいち早く材料から部材までの一貫した開発を行い、早期実用化に結びつけるためには、経験に頼る開発から脱皮し、新しいコンセプトに基づいて、利用加工技術や使用時特性の予測等、材料から構造体に至るまでのパフォーマンスを予測することが役立つ。これを実現するマテリアルズイン

テグレーションの手法は研究開発時間の短縮に役立つ構造材料の開発ツールになりうるものである。マテリアルズインテグレーションに類する取り組みが、国際的に盛んになっており、我が国でもこの潮流に乗り遅れることなく取り組む必要がある。

マテリアルズインテグレーションを実現するために、近年の計算機科学、ネットワーク技術、データマイニング、数理解析、実験、データベースなどの技術・情報を融合し、構造体の使用環境における性能や性能の時間変化を予測可能とするシステムを開発する。さらに、このシステムを使うことにより、限られた範囲の特性測定から、材料全体の性能が俯瞰できるような計算機を利用した手法を提供する。ここで開発するツールは、航空機産業以外にも利用でき、高度な専門知識がなくても利用できる、ユーザーインターフェース、柔軟なデータ構造を備えるなど、将来の利用形態も考慮して開発を行う。

(3) 実施体制

①推進委員会の設置

PD が議長、内閣府が事務局を務め、関係府省、専門家等が参加する推進委員会を 設置し、当該課題の研究開発の実施等に必要な調整等を行います。

②管理法人の活用

本課題では、管理法人となる JST の運営費交付金を活用して実施します。JST は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)の協力を得て PD や推進委員会を補佐し、研究開発の進捗管理、自己点検の事務の支援、評価用資料の作成、関連する調査・分析等を行います。

③研究開発課題の選定

JST は、本計画に基づき、研究開発課題、及び研究開発課題を実施する研究責任者を公募により選定します。選考に当たっての審査基準や審査員等の審査の進め方は、NEDO の協力を得て、JST が PD、内閣府及び推進委員会と相談したうえで決定します。

審査は、原則として PD 及び内閣府の担当官、外部有識者が参加する選考委員会で行われます。応募課題に参加する研究者の利害関係者は当該課題の審査には参加しません。選考委員会の審議結果を踏まえ、JST が、PD 及び内閣府の了承を得て、採択課題を決定します。

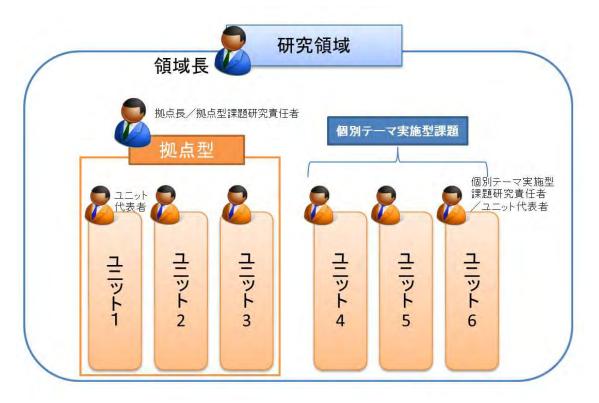
④研究領域を構成する拠点、ユニット

採択された研究開発課題は各研究領域に属します。研究領域では、ユニットと呼ばれる単位で研究を進めていきます。拠点型課題はその研究規模から、1~複数のユ

ニットよって構成されます。また個別テーマ実施型は一つのユニットになります。 この拠点とユニットの単位で研究が実施されます。

各研究領域の研究体制については、下記ホームページをご覧ください。

http://www.jst.go.jp/sip/k03.html



⑤研究体制を最適化する工夫

内閣府は、研究開発課題の進捗状況、および関係機関等で実施する技術調査等の調査結果や、社会情勢の変化に応じ、PD の判断で柔軟に研究体制を変化、対応させていきます。具体的には、研究開発課題の変更、追加、研究責任者の入れ替え、追加等を検討します。

また、内閣府及び PD は、JST と協力して、人事交流、設備共有の活発化、人材育成、持続的研究の推進を図るために、大学、独法、企業等が連携するための研究開発拠点を構築するとともに、拠点内外のネットワークの強化及び国際連携を図るためのシンポジウムの開催等を推進します。

(4) 知財に関する事項

知財委員会をJST または選定した研究開発課題の研究責任者の所属機関(委託先)に置きます。JST は、各委託先で出願される知的財産の動向を把握し、産業利用する際の利便性向上につながるよう、事業化に支障のない範囲で各委託先と調整を行います。

①知財委員会の設置について

- ・知財委員会を JST に設置し、運営方針を定めています。
- ・知財委員会は、それを設置した機関が担った研究開発成果に関する論文発表及び特 許等(以下、「知財権」という。)の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ 知財権の実施許諾に関する調整等を行います。
- ・知財委員会は、原則として PD または PD の代理人、主要な関係者、専門家等から構成します。

②知財権に関する取り決め

・JST は、秘密保持、バックグラウンド知財権(研究責任者やその所属機関等が、プログラム参加前から保有していた知財権及びプログラム参加後に SIP の事業費によらず取得した知財権)、フォアグラウンド知財権(プログラムの中で SIP の事業費により発生した知財権)の扱い等について、予め委託先との契約等により定めておきます。

③バックグラウンド知財権の取扱い

- ・バックグラウンド知財権の実施許諾・他のプログラム参加者へのバックグラウンド 知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件(あるいはプログラム参加者間の合意) に従い、知財権者が許諾可能とします。
- ・当該条件などの知財権者の対応が、SIP の推進(研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む)に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

④フォアグラウンド知財権の取扱い

- ・フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第19条第1項を適用し、 発明者である研究者の所属機関(委託先)に帰属させることとします。
- ・知財権者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者 による知財権の保有、積極的に事業化を目指す者への実施権の設定を推奨します。
- ・参加期間中に脱退する者に対しては、当該参加期間中に SIP の事業費により得た成果 (複数年度参加の場合は、参加当初からの全ての成果) の全部または一部に関し

- て、脱退時に管理法人等が無償譲渡させること及び実施権を設定できることとします。
- ・知財権の出願・維持等にかかる費用は、原則として知財権者による負担とします。 共同出願の場合は、持ち分比率、費用負担は、共同出願者による協議によって定め ることとします。

⑤フォアグラウンド知財権の実施許諾

- ・他のプログラム参加者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件(注.あるいはプログラム参加者間の合意)に従い、知財権者が許諾可能とします。
- ・第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、プログラム参加者よりも有利な 条件にはしない範囲で知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。
- ・当該条件などの知財権者の対応が SIP の推進 (研究開発のみならず、成果の実用化・ 事業化を含む) に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合 理的な解決策を得ることとします。

⑥フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾について

- ・産業技術力強化法第19条第1項第4号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等(以下、「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。)を除き、JSTの承認を必要とします。
- ・合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財権者は管理法人等との契約に基づき、管理法人等の承認を必要とします。
- ・合併等に伴う知財権の移転等の後であっても管理法人は当該知財権にかかる再実施 権付実施権を保有可能とします。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めま せん。

⑦終了時の知財権取扱いについて

・研究開発終了時に、保有希望者がいない知財権等には、知財委員会において対応(放棄、あるいは、管理法人等による承継)を協議します。

⑧国外機関等(外国籍の企業、大学、研究者等)の参加について

- ・当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とします。
- ・適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等にかかる事務処理が可能な窓口また は代理人が国内に存在することとします。
- ・国外機関等については、知財権は管理法人等と国外機関等の共有とします。

(5) 評価に関する事項

GBによる毎年度末の評価前に、研究開発主体及びPDによる自己点検を実施します。平成28年度中に研究開発課題の中間評価を実施し、必要に応じて研究開発 実施体制を再編し、高い研究開発レベルが維持できるようにします。

(6) 出口戦略

出口指向の研究推進として、輸送機器・産業機器等に使われる材料の研究開発 を推進し、実機適用を最短で実現する研究開発体制と仕組みを構築します。成果普 及に際し、利用される分野に応じた標準化・規格化・安全評価手法および認定手法 策定を推進するとともに、規制・基準等による導入促進策の展開を図ります。

II. 募集に関する主要事項

1. 平成27年度追加公募の目的

SIP「革新的構造材料」の研究開発項目である「マテリアルズインテグレーション」では、材料開発期間の短縮を目標にシステムの開発に取り組んでいます。現在、統合型のシステム開発は金属を例題に進めていますが、これと平行して、他材料、特に航空機材料として重要な高分子材料及び耐熱セラミックスコーティング材料への展開が課題となっています。

香川サブPDを中心に、昨年度採択した個別テーマ間の連携をはかりながら、この2分野を対象とした「マテリアルズインテグレーション」の研究開発体制を構築しました。この過程で追加すべき技術分野が明確になってきています。(図 2-1)

今回、高分子材料と耐環境セラミックスコーティング材料のマテリアルズインテグレーションに関する研究開発の高度化を目指すために、現在の構成チームを補完する技術分野について追加公募を行います。高分子材料分野では異種科学技術分野融合を利用したマテリアルズインテグレーションへとつながる提案を、耐環境セラミックスコーティング材料分野ではパフォーマンスに関しての新たな視点からの取り組みや国際的な連携につながる提案を期待します。

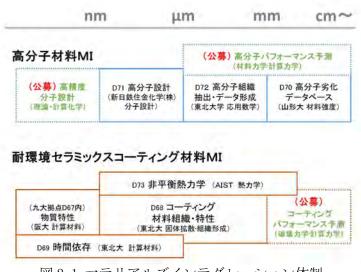


図 2-1 マテリアルズインテグレーション体制 (高分子材料、耐環境セラミックスコーティング材料分野)

2. 公募対象となる技術領域について

マテリアルズインテグレーションの領域において、以下の3つの技術項目について募集を行 います。

(1) 高分子材料のパフォーマンス予測技術

高分子材料のパフォーマンス予測のために、固体力学や材料強度学を用いて、材料組成・組織などのミクロな情報と材料使用時の応力・ひずみ状態などの関連性をシミュレーションや力学解析により解明する研究を募集します。研究成果は、高分子材料系のマテリアルズインテグレーションに利用することを計画しています。

(2) 高分子材料の分子設計高精度予測技術

高分子材料の分子構造の機能を理論化学を駆使して解くことにより高分子材料の特性解明を行う研究、同時にこの分野の研究を高分子材料のパフォーマンス解析に活かすために、High Performance Computing 技術を利用する、大規模な分子動力学シミュレーションなどに最適なマテリアルズインテグレーション計算機科学システムの構成を検討する研究を募集します。研究成果は、高分子材料系のマテリアルズインテグレーションに利用することを計画しています。

(3) 耐環境セラミックスコーティングのパフォーマンス解析技術

軽量セラミックス部材表面に施した、耐環境セラミックスコーティングのパフォーマンスを材料力学、破壊力学、材料強度学などを駆使して求める技術を構築する研究を募集します。特に、コーティングの使用時特性の変化や基材からの剥離の問題などについて実用的な視点に立ったアプローチを行う研究を募集します。研究成果は、セラミックスコーティングのマテリアルズインテグレーションに利用することを計画しています。

3. 応募のタイプについて

本課題は、特に、航空機機体・エンジン、発電設備、大型構造用 FRP を出口として想定し、新材料技術を利用して、材料技術を通した持続的イノベーションを可能にする仕組みの構築を目指すものです。同時に、先端計測・部材化・構造化技術等の基盤技術や研究開発拠点形成とネットワーキングによる材料情報循環体制の構築を行うことも目指します。

以上を踏まえ、平成26年度の公募では「拠点型」と「個別テーマ実施型」の二つのタイプ設定し、合わせて26の研究開発課題を採択しました。「拠点型」では本研究開発によって得られる研究開発体制、装置、ノウハウ等が、研究開発終了後も引き続き活用され、持続的にイノベーションが創出される拠点となることが期待されます。一方、「個別テーマ実施型」では、当該研究開発項目に含まれる単一の個別テーマを実施し、同一研究開発項目に属する「拠点型」課題と連携・協力しながら目標達成に資することが期待されます。

平成27年度の公募では、「個別テーマ実施型」のみ公募いたします。

4. 応募者の要件について

本公募は、応募者個人が応募してください。応募者の要件は以下のとおりです。

- ① 自らの研究開発構想に基づき、最適な実施体制により、研究責任者として当該研究開発課題を推進できる研究者であること。
- ② 国内の研究機関※に所属して研究開発を実施できること。
 - ※「国内の研究機関」:国内に法人格を持つ大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等のうち、研究開発を実施している機関。
- ③ 研究開発課題内で生まれた知財の取り扱いについて、適切な取りまとめが可能であること。
- ④ 不適正経理に係る申請資格の制限等に抵触していない研究者であること。
- ⑤ 所属研究機関において、研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。 または、JST が提供する教育プログラムを所定の時期までに修了していること。 ※詳しくは、本要領「Ⅲ 1. 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」 をご参照ください。

5. 研究開発課題の期間・規模等について

(1)研究開発期間

研究開発期間は、平成27年9月以降、最大4年度の予定です。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、次年度以降の予算が約束されるものではないのでご承知おきください。提案時には、最大4年度目の年度末までの目標及び研究開発計画を提出して下さい。

採択後の実際の研究開発期間は、提案された研究開発内容と研究開発期間を参考に、研究開発課題毎に PD が決定します。研究開発開始後、当該研究開発の進捗を PD が評価し、研究開発期間を変更することがあります。また、研究開発費については、年度末評価の結果や研究開発計画の進捗状況等を踏まえ、年度ごとに見直しを行います。

(2) 研究開発費の規模

平成27年度採択課題の研究開発費(間接経費を含む)及び採択件数の目安は以下を予定しています。

・個別テーマ実施型:1件当たり上限15百万円/年程度(採択件数は、数件程度)

※実際の研究開発費は提案された研究開発内容と研究開発費を参考に、研究開発課題毎に

PD が決定し、研究開発実施計画書に明記します。

- ※毎年度の研究開発費は研究開発実施計画書に基づくとともに、研究開発の進捗や年度末 評価の結果、毎年度の予算規模等を踏まえ、PD が毎年度個別に決定します。
- ※選考の過程において、SIP の制度全体及び本課題の研究開発計画の趣旨を踏まえ、PD が個々の研究開発内容や研究開発体制の組み換えを行う場合があります。

(3) その他留意事項

研究開発課題の選考の過程で、提案内容が研究開発項目の目標達成に資すると判断できず、いましばらくの検証を必要とすると PD が判断した場合、研究開発計画を大幅に縮小し、検証を目的としたフィージビリティースタディー (FS) として採択となる可能性があります。

FSとして採択された場合、2年度目の年度末の段階で厳格な評価を行います。評価の結果継続が妥当と認められた一部の課題のみ、研究開発の継続が認められることとなりますのでご留意ください。

6. 選考について

(1) 選考の流れ

① 形式審査

応募提案が応募の要件を満たしているかについて審査します。要件を満たしていない場合は、以降の審査対象外となります。

② 書類選考

選考委員会が応募された提案書類を審査し、面接選考の対象となる提案を選考します。

③ 面接選考

選考委員会が面接選考を実施します。面接選考には応募者(研究責任者)本人が 出席して下さい。なお、日本語での面接を原則としますが、困難な場合、英語での 面接も可能です。

④ 研究開発課題の採択

PD は、選考委員会における審議結果を踏まえ、採択課題候補を選定します。この際、PD が提案者に対して研究開発内容や研究開発体制の組み換え等の要請を行い、その結果によって選定を判断する場合があります。JST は、PD 及び内閣府の了承を経て、研究開発課題の採択を決定します。

選考は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に 漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵 守します。なお、選考の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 評価基準

事前評価における評価基準は以下のとおりです。

- ① SIP の趣旨に合致していること
- ② SIP の当該課題の趣旨に合致していること
- ③ 研究開発課題の目標及び研究開発計画が妥当であること
- ④ 研究開発の実施体制、予算、実施規模が妥当であること

提案内容が科学的な学理に基づいていることを明確に示して下さい。単なる思い付きではなく、提案に至った根拠となる何らかのデータが示されていることが必要です。

(3) 利害関係者の選考への不参加

応募者の利害関係者は、当該応募者の提案の選考を行いません。

利害関係者とは、以下の者をいいます。

- ・ 応募者等と親族関係にある者。
- ・ 応募者等と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等または同一の 企業に所属している者。
- ・ 応募者等と緊密な共同研究を行う者。 (例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メン バー、あるいは応募者等の研究開発課題の中での研究分担者など、応募者等と実 質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- ・ 応募者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- ・ 応募者等の研究開発課題と直接的な競争関係にある者。
- その他 JST が利害関係者と判断した場合。

なお、選考委員会の委員は、本公募には応募できません。

(4) 選考結果の通知等

- ・書類選考の対象となった全ての応募提案に対し、書類選考の結果を応募者に通知します。面接選考の対象となる応募提案は、併せて面接選考の実施要領・日程等を連絡します。なお、形式選考で不備があった応募提案についても、その結果を通知します。
- ・面接選考の結果は、採択課題の決定後、面接選考の対象となった全ての応募者に通知 します。併せて、採択された研究開発課題については、その研究開発課題名、研究責

任者の氏名・所属機関名、概要をホームページ等で公表します。ただし、研究責任者の氏名・役職名・所属部署名の公表については、所属機関にとって事業推進上支障がある等の場合に限り、申請書上(e-Rad 上)の研究責任者が所属する部署あるいは機関の代表者の氏名等をもって代えることができることとします。

・不採択となった応募提案に対しては、その理由を後日応募者に通知します。なお、応 募があったこと等を含め、その内容を応募者以外に一切公表しません。

(5) 研究開発課題開始までの主なスケジュール (予定)

書類選考期間	~ 7月中旬
書類選考結果の通知	7月中旬
面接選考会	8月上旬
採択課題の通知・発表	9月上旬
研究開発開始	9月上旬以降

- ※ 記載の日付は全て平成27年度です。
- ※ 書類選考期間以降の日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。
- ※ 面接選考の日程は決まり次第、SIPの公募ホームページに掲載します。

http://www.jst.go.jp/sip/k03 koubo2.html

7. 採択後の責務等

(1) 研究責任者の責務等

- ① 研究開発の推進及び管理
 - a. 研究開発課題の実施にあたり研究開発課題内の研究開発計画の立案とその進捗管理の責任を負うこととなります。
 - b. 研究開発の推進に当たっては、PDの研究開発に関する方針に従うものとします。
 - c. 研究責任者は、JST の指示に従い、研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく提出 していただきます。また、研究開発項目拠点代表者がとりまとめる拠点活動報告 書の作成に協力していただきます。
 - d. 事業評価等の研究開発評価や、IST による経理の調査や不定期に行われる国による

会計検査等に適宜ご対応をお願いいたします。

e. JST と研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及び JST の定める諸規定等 に従って下さい。

② 研究開発費の管理

課題全体の研究開発費の管理(支出計画とその執行等)を所属機関、および共同研究開発機関とともに適切に行って下さい。

③ 研究開発に参画するメンバーの管理

研究責任者は、参画するメンバー、特に本研究開発費で雇用する研究員等の研究 環境や勤務環境・条件に配慮して下さい。

④ 研究開発成果の取り扱い

- a. 実機適用までを見据えた出口志向の研究開発の推進を目的としている SIP「革新的 構造材料」課題の趣旨に鑑み、出口戦略を最短で実現するための知的財産権の取 得を適切に行っていただきます。一方で国費の使用の観点から、事業化の妨げに ならない範囲で、国民に向けた研究開発の外部発表を行ってください。
- b. 知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願して下さい。
- c. SIP における研究開発成果を論文・学会等で発表する場合は、必ず SIP の成果である旨を明記して下さい。
- d. 内閣府及び JST が国内外で主催するワークショップ、シンポジウム及び内部成果報告会等に同一研究開発課題に参画するメンバーとともに参加し、研究開発成果を発表して下さい。
- e. その他、研究開発成果の取り扱いは、SIP 運用指針、PD・推進委員会及び今後研究開発項目ごとに設置される知財委員会の方針、及び、参画機関間で締結する共同研究契約等(8.(4)③参画研究機関間の共同研究契約等の締結 を参照)の定めに従って適切に行っていただきます。

⑤ 各種の情報提供

- a. JST は、研究開発課題名、研究開発機関のメンバーや研究開発費等の所要の情報を、 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)及び政府研究開発データベースへ提供し ます。その際、研究責任者等に各種情報提供を依頼することがあります。
- b. 研究開発終了後、一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等にご対応をお願いいたします。

⑥ 国民との科学・技術対話

科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、シンポジウム・ワークショップなど国民との科学・技術対話に積極的に取り組んで下さい。

⑦ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

研究責任者及び主たる共同研究者は、JST の研究費が国民の貴重な税金でまかなわれていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

研究責任者及び主たる共同研究者には、提案した研究開発課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを 行わないこと。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために CITI Japan e-learning プログラム (オンライン教材) の履修義務について周知すること。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(注)本項の遵守事項の確認文書提出及び研究倫理教材の履修義務化は、平成25年度に採択された研究開発課題から適用されています。なお、参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

(2) 共同研究開発機関の主たる共同研究者の責務等

- ① 研究開発の推進及び管理
 - a. 研究開発課題の実施にあたり共同研究開発機関内の研究開発計画の立案とその進 排管理の責任を負うこととなります。
 - b. 研究開発の推進に当たっては、PD 及び研究責任者の研究開発に関する方針に従う ものとします。
 - c. JST の指示に従い、研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく研究責任者に提出 していただきます。また、研究開発項目拠点代表者がとりまとめる拠点活動報告 書の作成に、研究責任者とともに協力していただきます。
- d. 事業評価等の研究開発評価や、JST による経理の調査や不定期に行われる国による会計検査等に適宜ご対応をお願いいたします。
- e. JST と研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及び JST の定める諸規定

等に従って下さい。

② 研究開発費の管理

所属機関内の研究開発費の管理(支出計画とその執行等)を所属機関、適切に行って下さい。

③ 上記の責務に加え、「8 (1)研究責任者の責務等」③~⑦を含みます。

(3) 研究機関の責務等

参画する研究機関(採択された課題を推進するメンバーが所属する機関)の責務等は、以下のとおりです。応募に際しては必要に応じて、参画するメンバーが所属する機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行って下さい。

① 研究開発費の管理

研究開発費は、委託研究契約に基づき、原則としてその全額を委託研究費として研究機関で執行して下さい。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日)及び平成26年4月から運用開始の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究開発費の管理を行って下さい。

なお、研究機関は、「ガイドライン」に従って、委託研究費の管理・監査体制を整備し、 その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査に 対応する必要があります。また、取得した物品等は、原則として研究機関に帰属します (ただし、研究機関が企業の場合、契約に基づき、取得した物品等は IST に帰属します)。

② 委託研究契約締結手続きに関する協力

JST は、研究開発費を受け取る全ての研究機関と委託研究契約を締結いたします。効果的な研究開発の推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きに協力して下さい。委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあります。

③ 参画研究機関間の共同研究契約等の締結

拠点型、もしくは個別テーマ実施型の研究開発課題においてそれぞれの研究開発課題の全参画機関間、もしくは同一個別テーマに属する参画機関間で共同研究契約、あるいは覚書等(以下、「共同研究契約等」とする)の取り交わしを行っていただきます。

当該共同研究契約等では、研究責任者が採択時に提出する研究計画書を踏まえ、知

財部会等での研究開発成果・知財の取り扱い、秘密保持等の情報規約、各個別テーマに属する各機関の役割分担について定めていただきます。当該共同研究契約等は、全ての参画機関間で締結されている必要がありますが、契約の形態(一対一契約か複数者契約か)については問いません。共同研究契約等が締結された時点で、その写しをJSTに提出していただきます。提出していただいた写しは体制の把握をするためだけに用い、非公開となります。

SIP 研究開発に係る特許出願及び成果の外部発表は、当該共同研究契約等の締結が完了するまでは、当事者同士の事前の承認が必要となります。

④ 適正な経理事務と調査対応

委託研究契約書及びJSTが定める「委託研究契約事務処理説明書」に基づいて、研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行って下さい。また、JSTに対する所要の報告等、及びJSTによる経理の調査や国の会計検査等に対応して下さい。

⑤ 産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)について

委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願及び設定登録等される際は、JSTに対して所要の報告をして下さい。また、第三者に譲渡及び専用実施権等を設定する際は、JSTの承諾が必要です。

⑥ 知的財産権の帰属・取り扱いについて

委託研究の実施に伴い発生する知的財産権について、研究機関に帰属する旨の契約を 当該研究に参加する研究者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備 する必要があります。

また、知的財産権の取り扱いについては、SIP 運用指針、PD・推進委員会及び JST に設置されている知財委員会の方針、及び、JST と締結する委託研究契約書、参画機関間で締結する共同研究契約等の定めに従って適切に行っていただきます。なお、知財案件出願の可否、あるいは外部公表の可否については、各共同研究契約ごとに知財部会(またはそれに相当する会議体)を設置して、当該知財部会において協議して頂きます。すなわち、知財部会は各共同研究契約における知財戦略の最終決定機関という位置づけです。

(7) 委託の可否及び委託方法に係る審査

JST は、営利機関等(民間企業及び JST が指定する研究機関)との委託研究契約に先立ち、委託の可否及び委託方法に係る審査を JST が指定する調査会社等を利用して行う場合があります。この審査の結果によっては、JST が委託方法を指定する場合がありま

す。また、財務状況が著しく不安定な場合等、委託が不可能と判断され、当該研究機関では研究開発が実施できないことがあります。その際には研究開発実施体制の見直し等が必要になります。なお、JST が指定する調査会社等への協力ができない場合は、委託が不可能と判断いたします。

⑧ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、平成27年度以降の公募より、応募者は所属研究機関において、研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを所定の時期までに修了していることを応募の条件としています。

※詳しくは、本要領「Ⅲ 1. 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また同時に新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けています(履修等に必要な手続き等は、JSTで行います)。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にも拘わらず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

8. 研究開発課題提案書(様式)の記入要領

次のページ以降の記入要領に従い、提案書を作成して下さい。

区分4

(SIP-表紙)

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム) 〔革新的構造材料〕

研究開発課題提案書

青字斜体の文言は記入例または注釈になります。提出時は削除してください。

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
1.研究開発課題名	(30 字以内)		
2.研究責任者			
氏名			
3.所属機関・部署・役職			
4.研究者番号	(e-Rad へ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を記載して下さい。)		
5.研究開発課題 要旨	400 字程度で「研究開発構想」(SI	IP - 様式1) の要点をまとめて下さい。	
6.技術領域*1	(1) 高分子材料のパフォーマンス予測技術 (2) 高分子材料の分子設計高精度予測技術 (3) 耐環境セラミックスコーティングのパフォーマンス解析技術		
7.拠点型/個人型*2	個別テーマ実施型		
8.研究開発期間※3	平成 27 年度研究開発開始~平成 〇〇年度研究開発終了		
9.研究開発費規模※4	初年度 千円 <i>(千円未満は四捨五入して下さい)</i>	研究開発費総額 千円 <i>(千円未満は四捨五入して下さい)</i>	

- ※1:技術領域は、(1)~(3)から1つ選択し、該当しないものを削除して下さい。
- ※2:今年度は「個別テーマ実施型」のみの募集になります。
- ※3:研究開発期間は提案時における当面の研究開発目標達成までの期間です。最長は平 成30年度(4年間)までです。
- ※4:左覧に初年度の研究費を、右欄に研究開発期間における研究開発費総額を記載して 下さい。どちらも間接経費を含む総額になります。
- ※5:項目 1.~9.はそのまま e-Rad 申請時に、ブラウザ上で入力していただきます。詳細 は P 7 1 をご覧下さい。

1. 研究開発構想

(作成に当たって注意)

- ・ 評価者が理解しやすいように記述して下さい。そのため、必要に応じて図や表も用いて 下さい。
- · 様式 1、1. (1)~(5)について、A4 用紙で 10 ページ以内(厳守)にまとめて下さい。
- ・ 枚数によらず e-Rad ヘアップロードできるファイルの<u>最大容量は 10MB</u>です。ご注意 下さい。
- ・ 青地斜体の文言は注釈になります。提出時は削除して下さい。

(1) 社会背景と研究開発の目的

内閣府が作成した SIP「革新的構造材料」研究開発計画を踏まえ、当該分野に関連する現在の社会の状況(企業ニーズ等)を分析し、提案する研究開発の必要性・緊急性、そしてどのようなイノベーションがおこり、社会に還元できるか、記載してください。

(2) 研究開発を行う課題とその目標

SIP「革新的構造材料」研究開発計画を踏まえ、研究期間中に取り組むべき研究開発課題とその内容、研究終了時に達成しようとする目標について具体的に記載してください。また、研究開発項目(d)「マテリアルズインテグレーション」に提案する場合は、マテリアルズインテグレーションを構成するツール、システムおよびその開発に必要な周辺技術の、どの部分を研究開発対象としているかを記載してください。その上で、これらを構築するための例題として取り上げる具体的な課題について記述し、それを取り上げた理由、また、これらの具体的な課題について解決すべき点を記載してください。ただし、具体的課題を解決することそのものが目的ではなく、それを通してマテリアルズインテグレーション構築を目指すという趣旨を踏まえた記述となるようにしてください。なお、具体的課題を記載する際には、SIP「革新的構造材料」で取り上げられる研究項目との関係を記載する等して、本研究開発項目で行うことがふさわしいことがわかるようにしてください。

(3) 研究開発計画の進め方

設定した各研究開発項目の実施にあたり、研究開発期間における具体的な体制、 進め方(手段・プロセス)について記載してください。また開発を推進するにあ たり、予想される問題点とその解決策を記載して下さい。

(4) 研究開発実施の基盤

本研究構想を実施するにあたって基盤となる技術シーズについて、その内容と、 そのシーズをどのように利用して本研究開発に寄与させるのか具体的に記載して ください。

(5) 国内外の類似研究との比較、および研究の独創性・新規性

関連分野の国内外の研究の現状と動向を踏まえて、この研究構想の世界の中で の位置づけ、独創性、新規性や優位性を示してください。

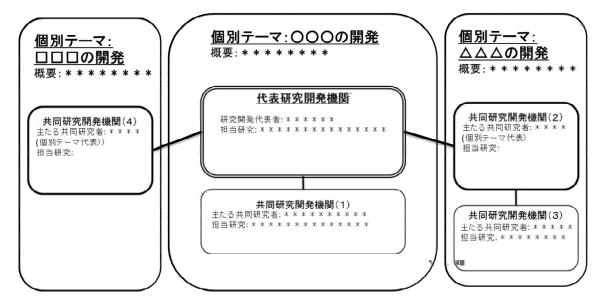
2-1. 研究開発実施体制 1

(実施体制の構成図)

- ※研究開発課題の実施体制については、採択後に見直しをお願いすることがあります。
- ※様式は問いませんが、役割、相関関係をわかりやすく示してください。
- ※研究開発課題の小項目を個別テーマとして、そこに参画する機関を記載して下さい。
- ※研究責任者が属する機関を代表研究開発機関とし、それ以外の機関を共同研究開発機関 として下さい。
- ※それぞれの機関の研究開発の責任者の氏名と、その機関が担当する研究内容の概要を記載して下さい。

<例>

研究開発代表者: * * * * * *



2-2. 研究開発実施体制 2

(個別テーマの研究体制)

- ※提案する研究開発課題を構成する個別テーマの概要と、および構成する研究開発機関を 記載してください。
- ※研究責任者が属する機関を代表研究開発機関とし、それ以外の機関を共同研究機関としてください。
- ※各構成機関は、その機関の代表者の氏名、および担当する研究の研究題目を記載してく ださい。
- ※参画する機関数に応じて項目を増やして下さい。
- ※提案採択後、個別テーマでの実施単位ごとを基本に、秘密保持や成果、知財の適切な取り扱いについて参画機関間で共同研究開発契約等により定めて頂きます。
- ■個別テーマ1:「*********
- (1) 内容

(2) 構成機関

① 〇 〇 〇 大学 (代表研究開発機関)

研究責任者:*****

研究題目:**********

②△△△ (株) (共同研究開発機関 (1))

主たる共同研究者:******

研究題目:***********

- ■個別テーマ2「*************
- (1) 内容

(2) 構成機関

① 〇〇〇大学 (共同研究開発機関 (2))

主たる共同研究者: *****(個別テーマ代表者)

研究題目:***********

②(独)△△△研究所(共同研究開発機関(3))

主たる共同研究者:*****

研究題目:***********

2-3. 研究開発実施体制 3

(代表研究開発機関の研究開発実施体制)

- ※研究責任者が所属する研究機関における研究開発参加者を記入して下さい。
- ※研究責任者と同じ所属機関の研究開発参加者が、代表研究開発機関の研究実施項目及び 概要とは明確に異なる内容で参加する場合は、共同研究開発機関として研究開発実施体 制 2 (SIP- 様式 2-3) に記入しても結構です。
- ※学生が参加する場合は、参加予定の全ての学生の氏名等について記載してください。

代表研究開発機関

(記入例)

研究機関名	00大学大学院	Ē,		
担当	氏名	所属部署・役職	専門	エフォート (研究責任者のみ)
研究責任者	00 00	**研究科 教授		00%
**の開発 に従事	00 00	**研究科准教授		_
**の開発 に従事	00 00	**研究科助教		_

- ・エフォートには、研究者の年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率 (%)を記入して下さい。(本要領「VI エフォートの定義について)もご参照ください)
- ・ 代表研究開発機関の構成メンバーについては、その果たす役割等について十分検討して 下さい。
- ・研究開発参加者のうち、提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は、「研究員 O 名」といった記述でも結構です。
- ・研究開発参加者の行は、必要に応じて追加して下さい。

〇 特記事項

特別の任務等(研究科長等の管理職、学会長など)に仕事時間(エフォート)を要する場合には、その事情・理由を記入して下さい。

- 〇 研究題目及び概要
 - · 研究題目
 - ・ 研究開発概要 代表研究開発機関が担当する研究の概要を簡潔に記載して下さい。
 - ・ 研究開発構想における位置づけ 研究構想を実現するために研究責任者が果たす役割等を記載して下さい。

2-4. 研究開発実施体制 4

(共同研究開発機関の研究開発実施体制)

- ※研究責任者の所属機関以外の研究機関(共同研究開発機関)の研究者が加わる場合、その研究開発参加者を研究機関ごとに記入して下さい。
- ※産学官からの様々な研究機関を共同研究開発機関とすることが可能です。ただし JST と 委託研究契約が締結できることが条件です。
- ※共同研究開発機関の数に上限はありませんが、研究開発構想の遂行に最適で必要な研究 開発実施体制を編成して下さい。研究責任者が担う役割が中心的でない、共同研究開発 機関の役割・位置づけが不明である研究開発チームの編成は、研究開発実施体制として は不適切です。

共同研究開発機関(1)

(記入例)

(月口ノマグリ)				
研究機関名	(独) ◇◇研究	所 (所属研究機関コー	$-\mathcal{F}^{1)})$	
担当	氏名	所属部署・役職	専門	エフォート (主たる共同研究者のみ)
主たる共同 研究者	〇〇 〇〇 (研究者番号 ²⁾)	**G 主任研究員		00%
**の開発 に従事	00 00	研究員		_
**の開発 に従事	00 00	研究員		_

- 1) 主たる共同研究者のみ、所属先のe-Rad所属研究機関コードを記載して下さい。取得していない場合は、無記名でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)
- 2) 主たる共同研究者は、e-Radへ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を 記載して下さい。どちらも取得していない場合は無記名でかまいません。(ただし採択後、 取得が必要になります)
- 3) 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加・削除して下さい。
- 研究題目及び概要
 - 研究題目
 - 研究開発概要

本共同研究開発機関が担当する研究開発の概要を簡潔に記載して下さい。

・ 研究開発構想における位置づけ・必要性

研究開発構想を実現するために本共同研究開発機関が必要不可欠であることの理由、 位置づけ(研究責任者及び代表研究開発機関等との役割等の関係を含む)等を記載 して下さい。

共同研究開発機関(2)

(記入例)

研究機関名	(株) ◇◇	(所属研究機関コード1))		
担当	氏名	所属部署・役職	専門	エフォート (主たる共同研究者のみ)
主たる共同 研究者	〇〇 〇〇 (研究者番号 ²⁾)	開発部 部長		00%
**の開発 に従事	00 00	研究員		_
**の開発 に従事	00 00	研究員		_

- 1) 主たる共同研究者のみ、所属先のe-Rad所属研究機関コードを記載して下さい。取得していない場合は、無記名でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)
- 2) 主たる共同研究者は、e-Radへ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を記載して下さい。どちらも取得していない場合は無記名でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)
- 3) 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加・削除して下さい。
- 研究題目及び概要
 - 研究題目
 - ・ 研究開発概要 本共同研究開発機関が担当する研究開発の概要を簡潔に記載して下さい。
 - ・ 研究開発構想における位置づけ・必要性

研究開発構想を実現するために本共同研究開発機関が必要不可欠であることの理由、 位置づけ(研究責任者及び代表研究開発機関等との役割等の関係を含む)等を記載 して下さい。

○ 研究開発進捗による研究開発実施体制変更について 研究開発が順調に進捗し、開始当初は参画の必要がないが、進捗につれて新規な共同 研究機関が必要になると予想される場合に、増強分野・個別テーマ・時期等について 記入して下さい。(候補者の名前を記入する必要はありません)。

3. 研究開発費計画

- ・ 当初の研究開発期間における研究開発課題全体の年次計画概要、費目別の研究開発費計 画、個別テーマ別及び研究開発別の研究開発費計画を年度ごとに記入して下さい。
- ・ 面接選考の対象となった際には、さらに追加資料を提出していただく場合がございます。
- ・ 採択後、PDの指示のもと、改めて研究開発計画・研究開発費計画を立案いただきます。
- ・ 採択された後の研究開発計画、研究開発費は、PD のマネジメント、予算状況、中間評価の状況等に応じ、研究開発期間の途中に見直されることがあります。
- ・ 研究開発実施体制は、研究構想を実現するために必要十分で最適な編成を提案して下さい。支援グループを編成する場合、その必要性や予算配分の妥当性、コストパフォーマンス等も重要な選考の観点となります。

(記入例)

○ 個別テーマごとの研究開発費計画 (線表) (研究開発課題全体) 個別テーマごとに、実施機関が分かるように記載してください。また、線表の下に経費見込額 (間接経費含む) を記載してください。

[単位:千円]

	初年度	2年度	3年度	4年度	合計
	(H27.9∼ H28.3)	(H28. 4∼ H29. 3)	(H29. 4∼ H30. 3)	(H30. 4∼ H31. 3)	
個別テーマ1「〇		#備(○○大学)	1130. 3)	1101. 0)	
00]		00千円	,	00千円	
<i>個別テーマ2「△</i> △△」	-	00千円			
<i>個別テーマ3「×</i> ××」				00千円	
	○○千円 ⁴	00	千円	00千円	
•					
合計					

(前ページより続く)

(記入例)

○ 費目別の研究開発費計画(全体)

「単位:千円]

	初年度 (H27.9~	2年度 (H28.4~	3年度 (H29.4~	4年度 (H30.4~	合計
設備費1)	H28. 3) 9, 600	H29. 3) 11, 800	H30. 3) 11, 800	H31. 3) 4, 000	37, 200
材料・消耗品 費 ²⁾	1, 000	4, 000	4, 000	3, 000	12, 000
旅費 ³⁾	1, 000	3, 000	3, 000	3, 000	10, 000
人件費・諸謝 金 ⁴ (研究員等 の数)	5, 000 (2)	10, 000	10, 000 (3)	10, 000 (3)	35, 000
その他5)	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	4, 000
間接経費6)	2, 400	4, 200	4, 200	3, 000	13, 800
合計	20, 000	34, 000	34, 000	24, 000	112, 000

• 特記事項

研究開発費の費目と、その使途は以下の通りです。

- 設備費:設備を購入するための経費 1)
- 2) 材料・消耗品費:材料・消耗品を購入するための経費
- 旅費:研究責任者や研究開発参加者の旅費 3)
- 人件費・諸謝金:研究員・技術員・研究補助者等の人件費、諸謝金

(研究員等の数):研究開発費で人件費を措置する予定の研究員、技術員、研 究補助者の人数

その他:上記以外の経費(研究成果発表費用、機器リース費、運搬費等) *5)*

間接経費:機関の種類に応じて間接経費率の上限が異なりますのでご注意く *6)* ださい。(P55 参照)

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

○ 個別テーマ別の研究開発費計画

個別テーマごとの予算配分の計画(間接経費含む)を記載して下さい。

(記入例) [単位:千円]

	初年度	2年度	3年度	4年度	合計
個別テーマ名	(H27.9∼ H28.3)	(H28. 4∼ H29. 3)	(H29. 4∼ H30. 3)	(H30.4∼ H31.3)	
個別テーマ「〇	10, 000	20, 000	20, 000	15, 000	65, 000
001	10,000	20, 000	20,000	10,000	00,000
個別テーマ「△	<i>5, 000</i>	7, 000	7, 000	5, 000	24, 000
$\Delta \Delta J$	3, 000	7,000	7,000	<i>5</i> , 000	24, 000
個別テーマ「X	<i>5, 000</i>	7, 000	7, 000	4, 000	23, 000
XXJ	5,000	7,000	7, 000	4, 000	23, 000
合計	20, 000	34, 000	34, 000	24, 000	112, 000

○ 研究開発機関別の研究開発費計画

参画する研究開発機関ごとの予算配分の計画(間接経費含む)を記載して下さい。

(記入例)[単位:千円]

	初年度	2年度	3年度	4年度	合計
研究機関名	(H27.9∼ H28.3)	(H28. 4∼ H29. 3)	(H29. 4∼ H30. 3)	(H30. 4∼ H31. 3)	
代表研究開発機関	10, 000	20, 000	20, 000	15, 000	65, 000
共同研究開発 機関(1)	5, 000	7, 000	7, 000	5, 000	24, 000
共同研究開発 機関(2)	5, 000	7, 000	7, 000	4, 000	23, 000
合計	20, 000	34, 000	34, 000	24, 000	112, 000

○ 活用予定の主要設備(機器名、設置場所)

活用予定の機器名	設置場所
000000	〇〇大学
000000	〇〇大学
000000	○○研究機構
000000	○○大学(基盤ネットワーク拠点
	整備装置)

○ 購入予定の主要設備(1件13,000千円以上※、機器名、概算価格、設置場所)

1件5,000千円以上の購入予定の主要設備について、機器名、概算価格、設置場所、及び下記の点について備考欄に記載してください。研究開発課題の採否及び当該設備導入の可否については、本備考欄に記載の出口戦略上の必要性・重要性に基づき厳正な審査を実施します。

- ・当該設備の必要性・重要性
- ・当該設備の必要性・重要性、及び実機適用など事業化の早期実現のために必要な理由
- ・設備導入の成果として市場化する予定の製品および市場化の見込み

購入予定の機器名	概算価格	設置場所	備考
000000	7,000 千円	〇〇大学	000000
000000	5, 500 千円	○○研究機構	000000

4. 論文・著書リスト (研究責任者)

〇 主要文献

著者・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、A4 用紙 1 ページ程度で現在から順に発表年次を過去に遡って記入して下さい。 記載項目は上記の通りであり、書式は任意です。

〇 参考文献

著者・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

上記以外にも提案を理解する上で必要な関連文献がありましたら挙げて下さい。記載項目は上記の通りであり、書式は任意です。

5. 論文・著書リスト (主たる共同研究者)

〇 主要文献

著者・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

主たる共同研究者が、近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、主たる共同研究者ごとに A4 用紙 1 ページ程度で、現在から順に発表年次を過去に遡って記入して下さい。記載項目は上記の通りであり、書式は任意です。

6. 特許リスト (研究責任者・主たる共同研究者)

〇 主要特許

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

近年に出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、A4 用紙 1ページ程度で記入して下さい。

• 研究責任者

・ 主たる共同研究者

7. 他制度での助成等の有無

研究責任者及び主たる共同研究者が、<u>現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の</u> 競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、 研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入して下さい。記入内容が事実と 異なる場合には、採択されても<u>後日取り消しとなる場合があります</u>。

くご注意>

- 「不合理な重複及び過度の集中の排除」に関しては、P. 57を参照して下さい。
- 現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、巻末のお問い合わせ先まで電子メールで連絡して下さい。

(記入例)

研究責任者(応募者):氏名 〇〇 〇〇

制度名 1)	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 ²⁾ (代表 / 分担)	(1)本人受給研究費 ³⁾ (期間全体) (2) » (H26 年度実績) (3) » (H27 年度予定) (4) » (H28 年度予定)	エフォート ⁴⁾ (%)
科学研究費補助金 基 盤研究 (S)	0000000	H23. 4 — H28. 3	代表	(1) 100,000 千円 (2) 25,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
NEDO 次世代材料評価 基盤技術開発	00000000 00 (00 00)	H22. 4 - H27. 3	分担	(1) 32,000 千円 (2) 8,000 千円 (3) 8,000 千円 (4) 8,000 千円	10
(申請中) 〇〇財団〇 〇研究助成	0000000	H25. 4 - H27. 3	代表	(1) 15,000 千円 (2) 5,000 千円 (3) 10,000 千円 (4) —	5
• • • 5)				• • •	

- 1) 現在受けている、または採択が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載して下さい。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載して下さい(「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記して下さい)。
- 2)「役割」は、代表または分担等を記載して下さい。
- 3)「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載して下さい。
- 4)「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を 100% とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率 (%) を記載して下さい【総合科学技術会議における定義による】。本制度に採択されると想定した場合のエフォートを記載して下さい。申請中のものは採択された場合のエフォートを記載してください。
- 5) 必要に応じて行を増減して下さい。

(前ページより続く)

(記入例)

主たる共同研究者:氏名 ◇◇ ◇◇

制度名 1)	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 ²⁾ (代 表/ 分担)	(1)本人受給研究費 ³⁾ (期間全体) (2) n (H26 年度実績) (3) n (H27 年度予定) (4) n (H28 年度予定)	エフォート ⁴⁾ (%)
NEDO次世代材料評価 基盤技術開発		H22. 4 — H27. 3	代表	(1) 45,000 千円 (2) 10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) 5,000 千円	20
• • • 5)	• • •				

(記入例)

主たる共同研究者:氏名 □□ □□

制度名 1)	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表 / 分担)	(1)本人受給研究費 ³⁾ (期間全体) (2) " (H26 年度実績) (3) " (H27 年度予定) (4) " (H28 年度予定)	エフォート ⁴⁾ (%)
科学研究費補助金特定領域		H25. 4 — H29. 3	分担	(1) 25,000 千円 (2) 5,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) 5,000 千円	15
• • • 5)	• • •			• • •	

- (1) ~4) については前ページのカッコ内をご参照下さい。(5) 必要に応じて行を増減して下さい。

8. 応募者の略歴

研究責任者	
氏名	
学歴 (大学卒業以降)	(記入例) 昭和〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教員:〇〇〇教授) 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教員:〇〇〇教授)【記入必須*】 平成〇〇年 博士 (〇〇学)(〇〇大学)取得 ※ 利害関係にある評価者の排除のため、指導教官名、所属した研究室の室長名は必ず記載して下さい。
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	(記入例) 昭和〇〇年~〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇について研究 昭和〇〇年~〇〇年 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇に関する研究に従事 平成〇〇年~〇〇年 〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇について研究

9. 人権の保護および法令等の遵守への対応

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述して下さい。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、 ヒト遺伝子解析研究、組換えDNA実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等にお ける承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。 なお、該当しない場合には、その旨記述して下さい。

10. その他特記事項

- ・ SIP に応募した理由、研究開発に際してのご希望、ご事情その他について、自由に記入して下さい。
- ・ 海外の研究機関を研究開発実施体制に加える場合は、海外の研究機関に所属する共同研究者 が必要であることの理由を記入して下さい。
- ・ 研究開発実施場所が現在の所属機関と異なる場合は、その理由を記入して下さい。
- ・ 特筆すべき受賞歴等がある場合には、必要に応じてこちらに記入して下さい。
- ・ 研究開発実施期間中に研究責任者が定年を迎える場合、定年後の研究開発実施体制に関する 考えや予定を記入して下さい。具体的な体制について、面接選考にて詳しい説明をお願いす ることがあります。また、面接選考時に、所属(もしくは予定している)機関の長による学 内での身分保障等を明記した承諾書の提出をお願いすることがあります。所属機関長とは学 長、理事長等のことを指し、部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長を指す ものではありません。

Ⅲ. 募集に関する一般事項

1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

JST では、研究不正防止対策に取り組んでいます(本項末尾の理事長メッセージ参照)。 その一環として、研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることを 応募要件としています。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなし ますのでご注意ください。(主たる共同研究者については、申請時の受講・修了は必須と はしません。)

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)~(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「IV. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」ご覧ください。

(1)所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

- (2)所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)
- a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合 JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している 場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。
- b. 上記 a.以外の場合
 - ① 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案募集ウェブサイトをご参照ください。

(研究提案募集ウェブサイト http://www.jst.go.jp/sip/k03.html)

(CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版受講サイト

http://edu.citiprogram.jp/jstreg13.html)

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了

していることおよび修了証に記載されている修了証番号(修了年月日の右隣にある Ref#)を申告してください。

- ② ①において、申請時点で受講・修了できなかった場合は、e-Rad の応募情報入力 画面でその旨を申告するとともに、速やかに受講・修了してください。後日、JST 担当か ら提案者へ、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号(修了年月日の 右隣にある Ref #)を電子メール等で確認いたします。申告期限は、研究提案締切後 30 日以内(平成 27 年 8 月 8 日正午)です。
- ■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口 独立行政法人科学技術振興機構 総務部 研究倫理室

E-mail: ken kan@jst.go.jp

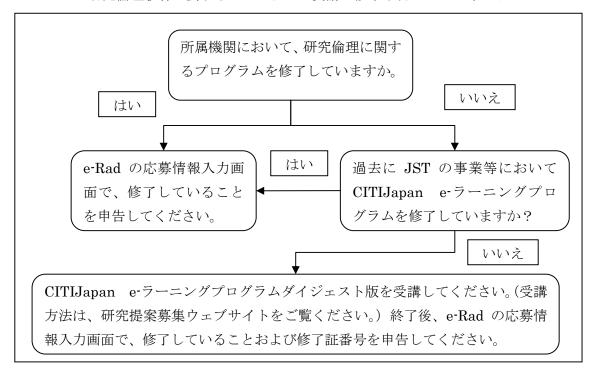
■公募に関する相談窓口

独立行政法人科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部 SIP グループ

E-mail: sip structuralmaterial@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JSTでは、平成25年度以降、SIP事業に参画する研究者等について「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定7単元を受講・修了していただくことを義務づけております。平成27年度においても同様の対応を予定しておりますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者(主たる共同研究者や、研究員を含みます)に「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定7単元を受講・修了していただきます。(ただし、所属機関やJSTの事業等において、既にCITI Japan e-ラーニングプログラムの指定7単元を修了している場合を除きます。)

2. 研究開発課題提案の応募について

研究開発課題提案の応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad) により行って下さい。研究責任者および主たる共同研究者は、e-Rad のログイン ID、パスワードが必要になります。

参照 IV. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について

研究開発課題提案書の様式は、e-Rad 上にアップロードしてありますので、ログイン後に入手して下さい。

締切間際は e-Rad が混雑する上、研究開発課題提案書の作成環境によってアップロード

できない場合がありますので、応募手続きは可能な限り締切前日までに済ませて下さい。

3. 研究開発費の使途について

研究開発費(直接経費)の使途については、以下のとおりです。

- a. 当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。
 - 1) 物品費:新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
 - 2) 旅費:研究責任者やその他メンバーの旅費、当該研究開発の遂行に直接的に 必要な招聘旅費等
 - 3) 人件費·謝金:

当該研究開発を遂行するために直接必要な年俸制等の雇用者(研究員、技術員等。但し、研究責任者および主たる共同研究者を除く)の人件費(※1)、データ整理等のための時給制等の技術員、研究補助者等の人件費、リサーチアシスタント(※2)の人件費、講演依頼謝金等。(大学等と企業等では、一部取り扱いの異なる点があります。

- 4) その他:上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費。 研究開発成果発表費用(論文投稿料、印刷費用等)、機器リース費用、運搬費等 費目の具体的な定義については、研究開発費を受託する研究機関の規則・規定に 従います。
- b. 「国民との科学・技術対話」に関する経費に関しても、直接経費から支出可能です。
- c. 以下の経費は研究開発費(直接経費)として支出できません。
 - 1) 当該研究開発の目的に合致しないもの
 - 2) 間接経費としての使用が適当と考えられるもの
 - 3) 研究責任者、主たる共同研究者の人件費
- (注) JST では、研究開発費の柔軟で効率的な執行を研究機関に対して要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。
- (注) ISTでは、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱

区分表**等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。また、大学等(国公立および独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるものを含む)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、事務処理等の取扱いが異なる場合があります。詳しくは、採択後に提示される委託研究事務処理説明書等をご参照ください。

- ※1 研究員の雇用に際しては若手の博士研究員のキャリアパス支援についてご留意ください。詳細は、「<u>II.8. 採択後の責務等</u>」(P.23) および「VI.1 その他留意事項(5) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について」(P.93) をご参照ください。 ※2 リサーチアシスタント(RA) を雇用する際の留意点
 - 博士課程(後期)在学者を対象とします。
 - 給与単価を年額では200万円程度、月額では17万円程度とすることを推奨しますので、 それを踏まえて研究費に計上してください。
 - 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の 水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
 - 奨学金や他制度におけるRAとして支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給についてJSTから制限を設けるものではありません。

4. 間接経費について

本委託研究契約による研究費をより効果的・効率的に活用できることを目的に、本委託研究を実施するに必要な機関の管理等に必要な経費を、間接経費として直接経費に対する一定 比率で手当することが可能です。

間接経費の上限は、受託機関の種類に応じて、下記のように設定いたします。ただし、別途受託先が受託研究規程等により定めている率やその他約定した率が、下記の数値を下回る場合はその率を用いることができます。

受託機関の種類	間接経費の上限額
大学、独法、公益法人、中小企業*	直接研究費の 15%を上限
企業(中小企業*のぞく)	直接研究費の 10%を上限

*:中小企業の定義は中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義) を準用し、採択時時点の状況において、判定いたします。

間接経費の主な使途としては、以下をご参照下さい。

.

[※] 府省共通経費取扱区分表は下記 URL をご参照ください。

 $http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/10/07/1311600_01.pdf$

間接経費の主な使途の例示

受託機関において、<u>本委託研究契約による研究の実施に伴う機関の管理等に必要な経費のうち</u>、以下のものを対象とします。下記の例示に記載があっても、SIP 事業に関連がない 経費への支出はできません。

- (1) 管理部門に係る経費
 - (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - (イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、 国内外旅費、会議費、印刷費

など

- (2) 研究部門に係る経費
 - (ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅 費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務 費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱 水費
 - (才) 特許関連経費
 - (カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
 - (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費
 - (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - (サ) 大型計算機 (スパコンを含む) の整備、維持及び運営経費
 - (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費 など
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
 - (ス) 研究成果展開事業に係る経費
 - (セ) 広報事業に係る経費

など

5. 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究 費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄使いや不正経理 の一因となることに配慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応す るため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。(ただ し繰越制度は、大学、および国立研究開発法人等、JST が認める公的機関で複数年度契約 を締結する機関を対象とします。企業等はこの繰越制度は適用せず、研究計画の変更によ り対応します。)

6. 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、 採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の 公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究 費の配分決定を取り消すことがあります。

(1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

○ 提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する 法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は 厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html

○ 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究責任者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究開発課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨を公表する予定です。ただし、研究責任者の氏名・役職名・所属部署名の公表については、所属機関にとって事業推進上支障がある等の場合に限り、申請書上

(e-Rad上)の研究責任者が所属する部署あるいは機関の代表者の氏名等をもって代えることができることとします。また、採択課題の提案書は、採択後の研究推進のためにJSTが使用することがあります。

○ 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) から内閣府への情報提供 文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じ、内閣 府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各 種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○ 不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・ 事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、 他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他 の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提 供を行う場合があります。

【「不合理な重複」及び「過度の集中」に対する措置について】

(ア) 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- 1) 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、 複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ) 「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の取消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

○ 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、提案書の様式に従ってその内容を 記載していただきます(様式7)。

これらの研究提案内容やエフォート(研究充当率)**1等の情報に基づき、競争的資金 等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又 は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があ った場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があり ます。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。
- 研究提案者が平成26年度および平成27年度に他の制度・研究助成等で1億円以上 の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、 総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計1億円以上の資金を 受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問合せ先(sip_structuralmaterial@jst.go.jp)まで速やかに連絡してください。

^{※1} 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(3) 研究費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発課題に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還を求めます。
- 本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて次頁の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題(継続課題)への研究責任者又は共同研究者等として参加することを指します。
- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度^{※3}、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。(不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。)
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した 研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対し て情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度^{※3} において申請及び参加が制 限される場合があります。
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した 研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事 案の概要(研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置 の内容)について、原則公表することとします。

場合がありますので、適宜ご確認ください。

^{※2 「}善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

^{**3} 他の具体的な対象制度については下記URLをご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/13_2ichiran.pdf その他、平成 26 年度に公募を開始する制度も含みます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が少なく、且	1年
つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且	5年
つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案し	2~4年
て判断されるもの	
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使	10年
用した場合	
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題とし	5年
て採択された場合	
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意	1~2年
義務に違反して使用を行ったと判断される場合	

(注) 平成25年度以降に新たに採択された研究開発課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成24年12月28日付で規則改正しました(施行日は平成25年1月1日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に2の項、4の項及び6の項における資格制限期間は、平成25年度当初予算以降の 事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について平成 25年4月1日以降、適用します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

○ 本公募は、『公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について(審議のまとめ)』(平成26年2月3日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議決定)を踏まえて現在検討している、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会決定)の見直し内容を前提として行うものです。研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、見直し後のガイドラインを遵守することが求められます。

なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

○ 本事業の研究開発課題に関して、研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1年から10年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、進行中の研究開発課題(継続課題)への研究責任者又は共同研究者等として参加することを指します。

不正行為への関与による区分			不正行為の程度	相当と認め
				られる期間
	1 研究の当初から不正行為を行			10年
	うことを意図していた場合など、			
	特に悪質な	者		
			当該分野の研究の進展へ	5~7年
		当該論文等の責任を	の影響や社会的影響が大	
	2 不正行	負う著者(監修責任	きく、又は行為の悪質性	
不正行為	為があっ	者、代表執筆者又は	が高いと判断されるもの	
に関与し	た研究に	これらのものと同等	当該分野の研究の進展へ	3~5年
た者	係る論文	の責任を負うものと	の影響や社会的影響が小	
	等の著者	認定されたもの)	さく、又は行為の悪質性	
			が低いと判断されるもの	
		上記以外の著者		2~3年
	3 1及び2を除く不正行為に			2~3年
	関与した者			
,			当該分野の研究の進展へ	2~3年
			の影響や社会的影響が大	
不正行為に関与していないものの、不正行為			きく、又は行為の悪質性	
のあった研究に係る論文等の責任を負う著者			が高いと判断されるもの	
(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と			当該分野の研究の進展へ	1~2年
同等の責任を負うと認定された者)			の影響や社会的影響が小	
			さく、又は行為の悪質性	
			が低いと判断されるもの	

(注) 平成25年度以降に新たに採択された研究開発課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成24年12月28日付けで規則改正しました(施行日は平成25年1

月1日)。上表の制限期間は、改正後のものです。

- ○国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度(P. 60脚注※3を参照)、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。(研究活動の不正行為等が認定された当該年度についても参加が制限されます。)
- 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行 為の内容を、他の競争的資金制度の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行いま す。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

(5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

○ 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(*1)又は不適正な経理処理等(*2)(以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 1 9 年 2 月 1 5 日文部科学大臣決定・平成 2 6 年 2 月 1 8 日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- (*1) 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用
- (*2) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

○ 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

研究機関※4は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までに、下記ホームページの様式に基づいて、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧く ださい。

http://www.mext.go.jp/a menu/kansa/houkoku/1301688.htm

他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。

なお、平成26年4月以降に、チェックリストが新たな様式に変更され、再度、新様式による提出が必要となる予定です。文部科学省からの周知に十分御留意してください。チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省の HP 及び e-Rad に登録された「事務代表者」宛てのメール連絡により、行われる予定です。

チェックリストの提出にあたっては、研究機関において e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録を行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催 案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Radに「事務代表者」のメ ールアドレスを確実に登録してください。

チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。 また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

^{※4} 本公募では、研究責任者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が 所属する研究機関も対象となります。

・「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について(通知)

http://www.mext.go.jp/a menu/kansa/houkoku/1324571.htm

・体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説

http://www.mext.go.jp/a menu/kansa/houkoku/icsFiles/afieldfile/2011/09/05/13107 14 01.pdf

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の 推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホーム ページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

○公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減(段階に応じ最大15%)、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

○不正行為等の報告および調査への協力等

研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を JST に報告してください。

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JST と協議しなければなりません。

告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を JST に提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JST に報告する必要がある他、JST の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JST へ提出する必要があります。

また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。

最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執

行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公 的研究費の管理・監査のガイドライン」を参照ください。

(6) 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは 以下の通りです(改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください)。この ほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の 配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- ・ ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針(平成21年文部科学省告示第156号)
- ・ ヒトES細胞の使用に関する指針(平成21年文部科学省告示第157号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚生労働省・ 経済産業省告示第1号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成15年厚生労働省告示第255号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について (平成10年厚生科 学審議会答申)
- ・ ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18年厚生労働省告示第425号)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を

含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を 行ってください。

(7) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。
- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者 (非居住者) に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳

しくは下記をご覧ください。

- 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)
 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック
 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター http://www.cistec.or.jp/index.html
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用)
 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law document/tutatu/t07sonota/t07sonota jish ukanri03.pdf

(8) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター (http://biosciencedbc.jp/)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月にJSTに設置されました。総合科学技術会議(当時)統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のテータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成18年度から平成22年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているJST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

(9) ReaD&Researchmap (R&R) への登録について

ReaD&Researchmapは日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報のデータベースです。研究分野や所属機関あるいは研究キーワードで研究者を検索し、研究者のプロフィールや業績など様々な情報を閲覧できます。また、簡単な登録で自身の研究者サイトを作成でき、研究者コミュニティや資料配布用キャビネット、研究者ブログなど様々な便利なツールで研究活動を支援します。

http://researchmap.jp/

R&R で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されています。本事業実施者は、R&R に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

(10) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考:主な共用施設・設備等の事例>

- ○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設
 - ・大型放射光施設「SPring-8」

http://user.spring8.or.jp/

- ・X 線自由電子レーザー施設「SACLA」 http://sacla.xfel.jp/
- 大強度陽子加速器施設「J-PARC」
 http://is.j-parc.jp/uo/index.html
- ・スーパーコンピュータ「京」 http://www.hpci-office.jp/

- ○先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業
 - http://kyoyonavi.mext.go.jp/
- ○ナノテクノロジープラットフォーム
 - https://nanonet.go.jp/
- ○低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業
 - http://www.nims.go.jp/lcnet/
- ○つくばイノベーションアリーナ (TIA-nano)
 - http://tia-nano.jp/
- ○創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業
 - http://pford.jp/
- ○ナショナルバイオリソースプロジェクト
 - http://www.nbrp.jp/

(11) JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照ください。詳しくは http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html をご覧ください。(先端計測のホームページ http://www.jst.go.jp/sentan/ から)



Ⅳ. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について

- 1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募書類の作成・提出等
 - ○府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)とは、各府省が所管する 競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→ 採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

2. e-Rad による応募方法

研究提案の応募は e-Rad (http://www.e-rad.go.jp/) *1 を通じて行っていただきます。e-Rad を利用した応募の流れは以下の通りです。

※1 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査 →採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

研究機関

研究機関の登録申請の手続き

e - Rad ホーム>研究機関向けページ>システム利用に当たっての事前準備をよく読んで登録申請手続きを行ないます。<u>登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週</u>間以上の余裕をもって登録手続きして下さい。

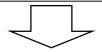
※すでに研究機関コードを取得している研究機関は次の手順に進んでください。



研究機関

事務代表者のログイン

システム運用担当の登録作業が済みましたら、事務代表者のメールアドレスにログイン ID、パスワードがシステムより配信されます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。



研究機関

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

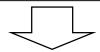
e-Rad システムにて部局情報、事務分担者(設ける場合)、職情報、研究者(申請する際に研究責任者となる方)を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。



研究者

公募要領・申請様式の取得

ログイン後、左メニュー>応募/採択課題情報管理>公開中の公募一覧から公募詳細を確認して、公募要領と申請様式(提案申請書)をダウンロードします。もしくは、SIP事業ホームページから当該ファイルをダウンロードします。



研究者

提案申請書の PDF 変換と保存

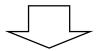
e-Rad システムを利用した提案申請においては、PDF 形式での提案(アップロード)申請が必要です。e-Rad システムでは、PDF 変換機能があるほか、変換ソフトの提供も行なっております(詳細は e-Rad ログイン後>左メニュー>PDF 変換をご参照ください)。



研究者

応募情報の入力・提案申請書のアップロード

ログイン後に「応募情報登録」にて必要事項を入力し、提案申請書(PDF形式)をアップロードします。応募情報登録の入力の詳細については「4. 具体的な操作方法と注意事項 ④e-Rad への応募情報項目の入力」をご参照ください。



研究者

応募状況の確認

詳細は「4. 具体的な操作方法と注意事項 ⑤ 応募情報状況の確認」をご参照ください。

締切間際において、e-Rad へのアクセスが極端に集中し、ログインすることができない、応募情報入力や提案書のアップロードが著しく遅延する等のトラブルが発生した事例がございました。提案申請は、なるべく前日までに提出するようにしてください。

3. 利用可能な時間帯、問い合わせ先

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトの研究者向けページからダウンロードできます。また、推奨動作環境を下記にてあらかじめご確認ください。 (http://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html)

(2) 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせはJSTにて、e-Radの操作方法に関する問い合わせはe-Radへルプデスクにて受け付けます。e-Radポータルサイトの操作マニュアルをよくご確認の上で、お問い合わせください。

e-Radの操作に関する 問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877 午前9:00~午後6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
制度・事業に関する問い合わせおよび提案 書類の作成や提出に 関する手続き等の問い合わせ	(独) 科学技術振興機構 (JST)イノベーション拠点推進部SIPグループ	 ※お問い合わせは電子メールでお願いします。(電話でのお問い合わせは、緊急の場合を除き、ご遠慮下さい。) E-mail: sip_structuralmaterial@jst.go.jp電話番号:03-5214-8475 (緊急時のみ)受付時間:10:00~12:00 / 13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

- S I Pホームページ: http://www.jst.go.jp/sip/
- e Rad ポータルサイト: http://www.e-rad.go.jp/

(3) e-Rad の利用可能時間帯

(月~日) 0:00~24:00 (24 時間 365 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止することがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

4. 具体的な操作方法と注意事項

(1) 研究機関、研究者情報の登録

「SIP」に研究責任者、もしくは主たる共同研究者として応募する研究者は、e-Radに研究者情報を登録して、ログインID、パスワードを事前に取得しておく必要があります。

その取得にあたっては、1) 国内の研究機関に所属する研究者については、研究機関の事務担当者による研究機関および研究者情報の登録が、2) 国外の研究機関に所属する研究者、もしくは研究機関に所属していない研究者については、提案者本人による研究者情報の登録が、事前に必要です。登録方法は、e-Rad ポータルサイト(システム利用に当たっての事前準備、よくある質問と答え等)を参照してください。

なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。



図4-1 e-Rad ポータルサイトのホームページ

※以下、e - Rad に関する説明に使用する図はあくまでもイメージ図です。 正規の e - Rad 画面と異なる場合がございますので、その点ご承知置きください。また、 実際の画面にて説明文と照し合せて確認するようにしてください。

(2) 応募要領および提案書様式の取得について

- □ ログインする。
 - e Rad ポータルサイト

(<u>http://www.e-rad.go.jp/</u>) の「e-Rad へのログイン」リンクを クリックしてください。



図 e-Rad ポータルサイト

非推奨環境の警告が表示されましたら、e-Rad の指定推奨環境について右図 URL にてご確認ください。確認済みの場合は、ログインを続行してください。



図 非推奨環境の警告

研究責任者のログイン ID、パス ワードでログインしてください。 ※ ログインした研究者の情報が 研究責任者の欄に自動的に表

示されます。



図 ログイン画面

※e-Rad に初めてログインする場合 初回ログイン設定が必要となります。また、普段使用する PC ではない場合、追加認証画面へ移動します。詳しくは、研究者用クイックマニュアル (下記参照) に掲載されていますのでご参照ください。

(http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html)



図 (参考) 初回ログイン画面

□ 公募の検索

ログイン後、左メニュー>応募/採 択課題情報管理>公開中の公募一覧 をクリックします。



図 研究者メニュー画面

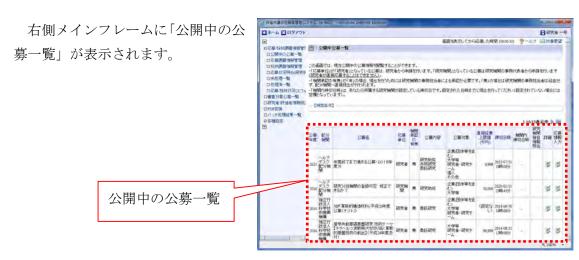


図 公開中の公募一覧1

任意の公募名を確認し「詳細」項目 下にあるチェック型の緑色アイコン をクリックすると、応募情報の詳細 画面に遷移します。

- ※ 【検索条件】をクリックすると、 簡易条件で検索を行えます。(制度 名、事業名等で検索してください)
- ※ 検索ボタン右側の「さらに詳しい 条件を指定する」をクリックする と、絞込み検索も可能です。

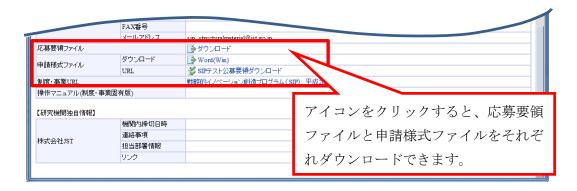


図 公開中の公募一覧 2

□ 提案書様式と応募要領のダウンロード

提案書様式は「申請様式ファイル」をクリックしダウンロードしてください。本事業の公募 名 (課題名)によって様式が異なりますので、<u>必ず応募する課題名の様式を使用してくだ</u> さい。また、応募要領も同じくダウンロードできますのでご利用ください。





(3)提案書の作成とファイル変換

- ・提案書の作成に際しては、本公募要項をよくご確認ください。
- ・システムへの応募情報入力にあたっては、ポータルサイト (http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html) に掲載されている「研究者用クイックガイド」を参照してください。
- ・提案書様式に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ・提案書(doc 形式)は、e-Rad ヘアップロードする前に PDF 形式へ変換する必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行えます。また、同じく e-Rad メニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンヘインストールしてお使いいただくことも出来ます。
- ※ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容を変換後に必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトに掲載されている「研究者向けマニュアル第 2.00 版(ii 情報の入力方法 1.6-5)」を参照してください。図 公募詳細
- ※ PDF変換の際、提案書にパスワードを設定しないでください。
- ※ 変更履歴を削除してください。
- ※ PDF変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・PDFに変換した提案書の容量は、【10MB以内】としてください。それを超えるファイルは、e-Rad上にはアップロードできません。



図 PDF 変換

(4) e-Rad への応募情報項目の入力

□ 公募の検索

提案書の作成完了後、e-Radに再度 ログインをし、応募する公募名を検索 します(検索方法は、前述の「② 応募 要領および提案書様式の取得について □公募の検索」を参照)。検索結果から該当する公募名の「応募情報入力」 項目にある緑色アイコンをクリックし てください。「応募条件」に関するページに遷移します。

※ 研究者の複数応募はできませんの で注意ください。

□ 応募条件

注意事項をよくお読みの上、画面 左上の「承諾」をクリックしてくだ さい。

「応募情報」入力画面に遷移します。



図 公開中の公募一覧 4



図 応募条件

□ 応募情報登録の注意と入力について

この入力画面はタブ構成になっており、タブ名をクリックすることでそれぞれの入力欄がアクティブ表示され入力できる状態になります。

【注意】

- ・左上「代表者情報確認」タブから始まり、右下「研究組織内連絡欄」タブに向かって順に入力するようにしてください。
- ・入力中の強制ログアウトの回避

画面表示後30分が経過しますと強制的にログアウトされてしまうので、「一時保存(画面左上ボタン)」または入力中のタブ名をクリックして強制ログアウトを回避するよ

うにしてください。

一時保存:入力した情報が e-Rad サーバに一時保存されます。

タブ名:強制ログアウトは回避できますが、入力内容は保存されませんのでご注意く ださい。

○【代表者情報確認】タブの入力

- ・「研究開発課題名」を入力してください。提案書 (PDF) の表紙での記載内容と齟齬がないように入力してください。
- ・所属する研究機関名と登録内容を確認してください。複数の研究機関へ所属している場合は、どの機関から申請を行うのかを選択してください。

※表示内容に誤りがないか確認した上で申請してください。

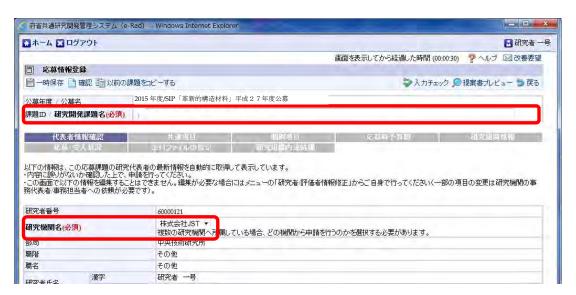


図 【代表者情報確認】タブ

○【共通項目】タブの入力

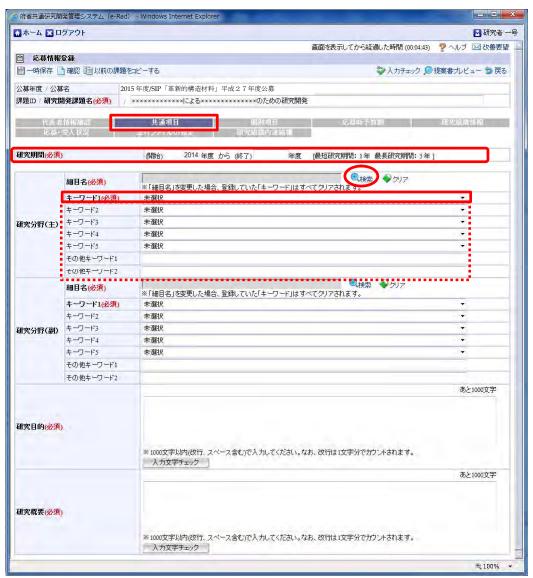


図 【共通項目】タブ1

• 研究期間

[開始](必須):「2015」(今年度) とご入力下さい。

[終了](必須):研究終了期間を入力して下さい(最長研究年度は2018年度まで)。

•研究分野(主)

細目名(必須):「検索」をクリックし、別画面で立ち上がる「細目検索」から応募提 案に該当する研究分野/細目名を一覧から選択してください。

- ・キーワード1(必須):「▼」をクリックして該当するキーワードを選択してください。
- ・キーワード2~5:「▼」をクリックして該当するキーワードを選択してください。
- ・その他キーワード1~2:自由に記述できます。なるべく端的に表現してください。

・研究分野(副)の「細目名」等の項目については、前述の研究分野(主)と同じよ うに入力してください。

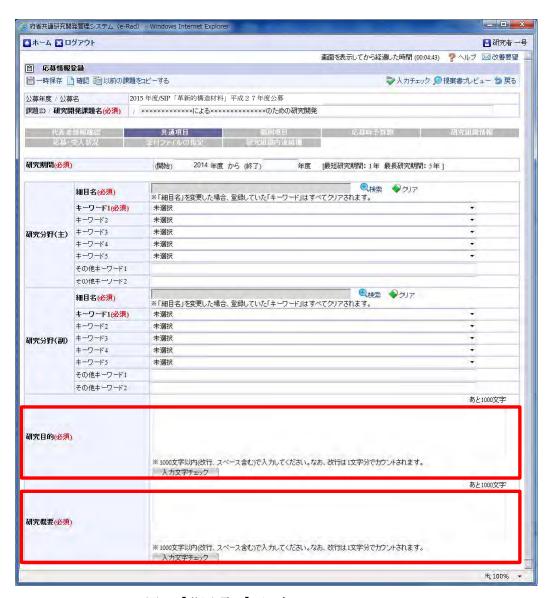


図 【共通項目】タブ2

- ・研究目的: 提案書様式1.研究開発構想-(1)と齟齬がないように入力して下さい。
- ・研究概要:提案書様式表紙-5.研究開発課題要旨と齟齬がないように入力して下さい。

○【個別項目】タブの入力



- ・技術領域(必須):(1)から(3)の内、応募する技術領域を選択してください。
 - (1) 高分子材料及び高分子複合材料のパフォーマンス予測技術
 - (2) 高分子材料及び高分子複合材料の分子設計高精度予測技術
 - (3) 耐環境セラミックスコーティングのパフォーマンス解析技術
- ・研究責任者の連絡先(郵便番号、住所、電話番号1、電話番号2、e-mail)を入力してください。住所は建物名、居室番号まで入力し、電話番号2は秘書や助手など任意で入力してください。(入力項目名にカーソルを当てるとヘルプが表示されますので参照ください。)

○【応募時予算額】タブの入力



図 【応募時予算額】タブ1

- ・直接経費:提案書(様式3)の「費目別の研究開発費計画(全体)」の合計を年度毎 に入力してください。
- ※ 直接経費の費目内訳は必要ありません。
- ※ 「共通項目」タブで入力した研究期間に応じて年度の枠が表示されます。(最終年度が表示されていない場合は、横スクロールバーで操作して下さい。)
- ・間接経費:年度毎の間接経費額を入力してください。
- ※ なお、間接経費の上限は、受託機関の種類に応じて、下記のようになっております。

受託機関の種類	間接経費の上限額
大学、独法、公益法人、中小企業*	直接研究費の 15%を上限
企業(中小企業*のぞく)	直接研究費の 10%を上限

*:中小企業の定義は中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、 採択時時点の状況において、判定いたします。

(次ページ以降につづく)

○【研究組織情報】タブ

このタブでは、研究開発チームに参画する研究責任者を始め、主たる共同研究者の追加登録、初年度予算額の入力を行います。

【注意事項】

■主たる共同研究者が、応募時に研究者番号を取得していない場合

応募情報登録の「研究組織情報」タブで未登録の研究分担者の追加はできないため、研究者番号がない主たる共同研究者の 2015 年度予算額を、研究代表者の予算に含めて入力してください。この入力の際、「応募時予算総額」タブで入力した今年度予算額と「研究組織情報」タブでの総入力額が一致し、差額がないようにしてください。※差額があるとエラーが表示されます。

ただし、e - Rad にアップロードする提案書 (ワード) ファイルには、主たる共同研究者の必要情報や予算額を記載するようにお願いします。

主たる共同研究者でも、研究者番号は、契約時には必要になりますので、それまでには取得するようにしてください。

【研究組織情報】タブの設定方法は次項をご覧ください。

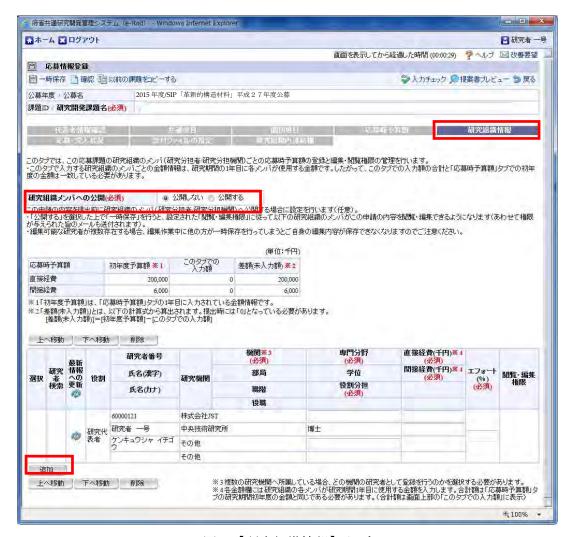


図 【研究組織情報】タブ1

- ・研究組織メンバーへの公開(任意):適宜選択します。詳細は項目下に掲載の説明を参照ください。
- ・研究分担者の追加:主たる共同研究者がいる場合は、画面下方の「追加」ボタンをクリックして入力欄を追加してください。

・「研究分担者」の入力枠が表示 されましたら、「研究者検索」 列の検索ボタンをクリックし てください。

「研究者検索」の別ウィンドウが 立ち上がります。

研究分担者の入力枠が追加された。



図 【研究組織情報】タブ2

・研究分担者の「研究者番号(数字8桁)」、「研究者氏名」を正しく入力して検索ボタンをクリックしてください。

(この2項目は完全一致が必須 ですので、予め研究分担者に確 認するようにしてください。)



図 研究者検索1

・検索結果が正しいことを確認して、左上の「登録」ボタンをクリックしてください。

検索結果が表示された。



図 研究者検索 2

・登録(赤枠破線内) した研究分 担者情報(研究者番号、研究者 名、所属研究機関、学位等) が 追加されます



図 【研究組織情報】タブ3

- ・各研究者の必須項目を入力します。
 - ・ 機関(※1)
 - · 専門分野 (※2)
 - · 役割分担(※3)
 - 直接経費(※4)
 - 間接経費
 - エフォート (※5)



図 【研究組織情報】タブ(応募情報登録)3

- (※1) 複数の研究機関へ所属している場合は、どの機関の研究者として登録を行うのか を選択する必要があります。
- (※2) かんたんに入力してください。
- (※3)「研究責任者」あるいは「主たる共同研究者」と入力してください。
- (※4)「応募時予算額」タブの 2015 年度の額と、本タブの入力合計額(研究責任者とすべての主たる共同研究者の予算額の合計)に差額がある場合エラーが表示されます。直接経費の費目内訳は必要ありません。
- (※5) 提案が採択されると想定した場合のエフォートを入力してください。

○【応募・受入状況】タブ

このタブでの入力はありません。研究組織メンバー採択状況・応募状況の確認を行います。これらの情報は、e-Rad上に登録されている各研究者の情報を自動的に取得して表示されます。



図 【応募・受入状況】タブ(応募情報登録)

※ 「他制度での助成等の有無」は、提案書(様式7)に記載してください。

○【添付ファイルの指定】タブ

・「ファイルを選択」をクリックし、 作成した提案書(PDF)を選択し、「ア ップロード」してください。



図 【添付ファイルの指定】タブ

○「研究組織内連絡欄」タブ 基本的に使用しません。

○研究提案の提出

・各タブの必要な項目を入力し終わったら、画面左上の「確認」をク リックしてください。



図 応募情報登録(確認)

- ※ 必須項目の空欄や入力規則に合致しないなど、修正が必要な箇所のタブが赤字表示され、対象箇所のセルが黄色表示されます。エラーメッセージに従って修正を行ってください。
- ・入力情報が正しいことを確認後、 アップロードした提案書を提出する には画面左上「実行」をクリックし てください。(ログインの混雑状況に より実行完了するまでに時間がかか る場合があります。)



図 応募情報登録(実行)

・正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。



図 応募情報登録(確定)

⑤ 応募情報状況の確認

左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「応募課題情報管理」をクリックしてください。



図 応募情報管理(配分機関処理中)

応募した公募名の状態が「配分機関処理中」となっていることを確認ください。公募締切日までに「配分機関処理中」となっていない応募は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末に記載のお問い合わせ先(sip_structuralmaterial@jst.go.jp)までご連絡ください。

⑥JST において受理

提案書が IST において受理されると、応募課題情報の状況が「応募済」、「受理済」とな

ります。なお、応募受付締切後、「応募済」、「受理済」になるまで日数を要する場合がありますのでご承知おきください。



図 応募情報管理(受理済)

V. その他留意事項

1. 応募に際しての参考事項

応募にあたっては、以下も参考にして下さい。

(1)公正な研究を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。 研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構(JST)は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く 受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全 力で取り組みます。

- 1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
- 2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
- 3. JST は研究不正に厳正に対処します。
- 4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで 健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご 理解とご協力をお願いします。

> 国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長 中村道治

(2) 男女共同参画について

ISTはダイバーシティを推進しています!

JSTは、平成 25年12月1日付けで、ダイバーシティ推進室を新設しました。JSTのダイバーシティは、多様な人財が互いを尊重しながら最大限の能力を発揮するとともに、それぞれのキャリアと働き方の多様性を重視して推進します。JSTは、ダイバーシティを通じてイノベーションを創出し、未来社会の課題を解決し、我が国の産業競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。また、従来より実施している「出産・子育て等支援制度」についても、制度利用者である研究者の声を踏まえ、制度の見直しを図りながら、研究復帰可能な環境づくりを通じて、我が国のイノベーション創出に寄与します。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長 中村 道治

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育てについて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、JST職員だけでなく、JST制度を活用されるすべての人々に対してダイバーシティを推進していきます。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構 人財部ダイバーシティ推進室 渡辺 美代子 JSTでは、研究者がライフイベント(出産・育児・介護)に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策(当該研究者の研究・開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援)を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

IST男女共同参画ホームページ

http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html

(2)「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成22年6月19日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1件あたり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは「II.8. 採択後の責務等」(P.23)および以下をご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

(3) オープンアクセスについて

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成25年4月に発表しました。得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html

(4) 低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業について

ナノテクノロジーを環境・エネルギー技術に適用・融合させたグリーン・ナノテクノロジーに関する研究成果・知見を結集し、環境技術の実用化を加速する研究基盤ネットワークの整備を行うことを目的とした「低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(文部科学省研究振興局)」が公募され、平成22年5月28日に採択機関としてハブ拠点(3拠点)、サテライト拠点(15拠点)が決定しました。

参考 低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業 http://www.nims.go.jp/lcnet/index.html

当該拠点において装置が整備され、順次共用されています。整備された装置は、研究基

盤の有効活用という観点から、ネットワーク内部の研究者だけではなく、外部の研究者に も広く利用機会を提供することが求められています。

SIP への応募にあたり大型設備の導入を検討している場合、当該事業により整備された装置や、本要領「III 6. (10) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について」も適宜参照して下さい。

(5) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」【平成23年度12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。詳しくは以下をご参照下さい。

若手の博士研究員のキャリアパスについて

参考

http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

2. よくある問い合わせ事項(Q&A)

(応募に対する所属機関の事前承諾について)

- Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。
- A 必要ありません。

ただし、採択後には、JSTと研究者が研究開発を実施する研究機関との間で委託研究 契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行って下 さい。

(応募者の要件について)

- Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。
- A 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとれるのであれば可能です。なお、研究開発実施期間中に研究責任者が定年を迎える場合、提案書の【その他特記事項】に、定年後の研究開発実施体制に関する考えや予定を記入して下さい。具体的な体制について、面接選考にて詳しい説明をお願いすることがあります。また、面接選考時に可能であれば、所属(もしくは予定している)機関の長による学内での身分保障等を明記した承諾書の提出をお願いすることもあります。所属機関長とは学長、理事長等であり、部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

(重複応募について)

- Q 「研究責任者」として応募し、かつ他の応募提案に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。
- A 応募は可能ですが、それらの応募提案が採択候補となった際に、研究開発内容や規模等 を勘案した上で、研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を1件選択する 等の調整を行うことがあります。

ただし、研究責任者と、主たる共同研究者とが互いに入れ替わって、複数件の提案を 応募することはできません。

(重複応募について)

- Q IST 公募の他事業に応募していますが、SIP に応募できますか。
- A 応募は可能ですが、不合理な重複、過度な集中に当たると判断される場合は、採択時に 調整させていただく場合があります。

(採択後の異動について)

- Q 研究開発実施中に研究責任者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合 も研究開発を継続できますか。
- A PD の承認を得ることができ、当該研究開発が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、研究責任者が異動先の機関で研究開発を継続することも、研究責任者を変更して、同一機関で引き続き研究開発を継続することも可能です。異動が発生する場合は、管理法人に事前に連絡を行ってください。
- Q 研究開発実施中に移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、SIPの研究 開発費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。
- A PD が、所属研究機関の変更について妥当と判断した場合は、変更後の研究機関への設備等の移動が認められる場合があります。

(研究開発費の記載について)

- Q 研究開発課題提案書に、研究開発費の積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要はありますか。
- A 研究開発費の積算根拠は必要ありませんが、費目ごとの研究開発費計画や研究開発グループごとの研究開発費計画を研究開発課題提案書の所定の様式に記載して下さい。また、面接選考の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を依頼する場合があります。

(研究開発実施体制・予算配分について)

- Q 研究開発実施体制のグループ編成及びグループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えて下さい。
- A 提案されている研究開発構想に対する実施体制が、研究責任者の担う役割が中心的ではない、研究開発の多くの部分を請負業務で外部へ委託する、研究開発構想におけるグル

- ープの役割・位置づけが不明、グループの役割・位置づけを勘案することなく研究開発 費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。
- Q 研究開発課題提案書に記載した研究開発実施体制及び予算総額を、面接時に変更することはできますか。
- A 研究開発課題提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう提案時に慎重に検討下さい。なお、研究開発課題採択時に PD からの指示により変更を依頼することはあります。

(人件費について)

- Q 直接経費で人件費の対象とならないのは、どのような場合ですか。
- A 「研究責任者」及び「主たる共同研究者」の人件費は直接経費の対象ではありません。

(研究開発費の使途について)

- Q プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。
- A 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則としてできません。但し、管理法人が許可をした場合は可能です。

(委託研究契約について)

- Q 「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、「研究責任者」の所属機関を 介した「再委託」**の形式をとるのですか。
 - ※ 研究契約における「再委託」とは、研究責任者の所属機関とのみ JST が締結し、その 所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。
- A JSTでは研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JSTは、「研究責任者」及び「主たる共同研究者」が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結します。
- Q 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。
- A 複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越を行うことが可能です。この際、一定の要件を満たすことで研究機関の判断による繰越を可能にする等、手続きを簡便なものとしています。

(その他)

- Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。
- A 面接選考時の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。面接選考期間を確認すると共に、SIPのホームページ(http://www.jst.go.jp/sip/k03.html)に掲載しますので、確認して下さい。
- Q 提案書の様式にある研究者番号とは何ですか。
- A 科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad(府省共通研究開発管理システム [http://www.e-rad.go.jp/])へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を指します。応募は e-Rad より行うこととなりますが、科学研究費補助金研究者番号の有無に関わらず、e-Rad の利用に当たっては、事前に e-Rad への研究者情報の登録が必要です。 e-Rad ログイン ID がない方は、所属研究機関の担当者、もしくは e-Rad ヘルプデスクに問い合わせて下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、 2 週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

Q:取得した設備等物品の所有権は、誰に帰属しますか。

A:≪大学等の場合≫

JST が支出する研究開発費により機関が取得した設備等については、機関に帰属するものとします。

≪企業等の場合≫

平成26年度以降、JST が支出する研究開発費により企業等が取得した物品のうち、取得価額が20万円以上 かつ使用可能期間が1年以上の設備等の所有権は、JST に帰属し、取得価額が20万円未満又は使用可能期間が1年未満のものの所有権については企業に帰属するものとします。

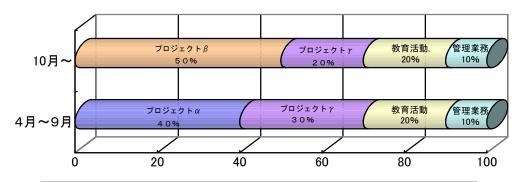
20万円以上かつ使用可能期間が1年以上の設備等は、研究開発期間中はJSTから企業に対して無償で貸与し、研究開発終了後は企業が買い受けるかもしくは固定資産税相当額で有償貸与となります。また、有償貸与期間後は企業が設備等をJSTの基準により算定した評価額で買い取っていただくことになります。なお、これら設備等は、企業における善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります(研究開発以外の業務に使用することはできません)。

VI. その他

1. エフォートの定義について

エフォートの定義について

- O 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の 実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- O なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業 務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ること になります。
 - 例:年度途中にプロジェクト α が打ち切られ、プロジェクト β に採択された場合の全仕事時間の配分状況(この他、プロジェクト γ を一年間にわたって実施)



 \square プロジェクト α \square プロジェクト β \square プロジェクト γ \square 教育活動 \square 管理業務

〇 このケースでは、9月末でプロジェクト α が終了(配分率40%) するとともに、10月から新たにプロジェクト β が開始(配分率50%) されたことにより、プロジェクト γ のエフォート値が30%から20%に変化することになります。

2. 現在推進中の研究開発課題一覧(平成27年6月現在)

(a) 航空機用樹脂の開発と FRP の開発		
応募タイプ	研究開発課題名※	研究責任者
拠点型	航空機用高生産性革新 PMC の製造・品質保証技術の開発	武田 展雄(東京大学 大学院新領域創成科学研究科 教授)
個別テーマ実施型	炭素繊維強化複合材料のレ ーザ超音波用励起光源と汎 用検査法開発	渡邊 誠(独立行政法人物質・材料研究機構 環境・エネルギー材料部門 先進高温材料ユニット コーティンググループ 主幹研究員)
個別テーマ 実施型	植物由来の炭素繊維複合材 料の開発	仁宮 一章(金沢大学 環日本海域環境 研究センター 准教授)
個別テーマ実施型	セルロースナノファイバー 強化樹脂の開発	中島 康雄(古河電気工業株式会社 研究開発本部 高分子技術研究所 マネージャー)
個別テーマ実施型	高強度・高透明GF-PC複 合材料の開発	山尾 忍(出光興産株式会社 先進技 術研究所 環境・エネルギー研究室 主 任研究員)
個別テーマ 実施型	構造部材用テキスタイルコ ンポジットの開発	山口 定彦(旭化成ケミカルズ株式会 社 レオナ樹脂技術部 部長)
(b) 耐環境性セラミックスコーティングの開発		
応募タイプ	研究開発課題名※	研究責任者
拠点型	耐環境セラミックスコーティングの構造最適化及び信 頼性向上	高田 雅介(一般財団法人ファインセ ラミックスセンター 材料技術研究 所 所長)

個別テーマ 実施型	軽量耐熱高靱性耐環境コー ティングの開発	牛田 正紀(三菱重工業株式会社 交 通・輸送ドメイン 民航エンジン部 次長)	
(c) 耐熱合金・金属間化合物等の開発			
応募タイプ	研究開発課題名※	研究責任者	
拠点型	ジェットエンジン用高性能 TiAI 基合金の設計・製造技 術の開発	竹山 雅夫(東京工業大学 大学院理工 学研究科 教授)	
拠点型	革新的プロセスを用いた航 空機エンジン用耐熱材料創 製技術開発	御手洗 容子(独立行政法人物質・材料研究機構 環境・エネルギー材料部門 先進高温材料ユニット 構造機能融合材料グループ グループリーダー)	
個別テーマ実施型	発電用蒸気タービン向けの 高強度大型鍛造ディスク部 材の開発	木村 一弘(独立行政法人物質・材料研究機構 環境・エネルギー材料部門 材料信頼性評価ユニット ユニット長)	
個別テーマ実施型	高強度 Ni 基ディスク材料の 実用的加エプロセスの開発	今野 晋也(三菱日立パワーシステム ズ株式会社 研究所 火カシステム研 究部 火カシステム第二研究グループ グループ長)	
個別テーマ実施型	熱間多軸多方向変形下にお ける航空機用耐熱合金の加 エプロセス開発	鳥塚 史郎(兵庫県立大学 大学院工学 研究科 教授)	
個別テーマ 実施型	方向制御層状 TiAl タービン 翼の製造技術開発	安田 弘行(大阪大学 大学院工学研究科 教授)	
個別テーマ実施型	火力発電蒸気タービンプラ ント用 TiAl 鍛造合金動翼の 開発	吉成 明(三菱日立パワーシステムズ 株式会社 研究所 火カシステム研究 部 主管研究員)	

個別テーマ 実施型(FS)	航空機実装を目指した超急 冷マグネシウム合金の製造 基盤技術開発	河村 能人(熊本大学 先進マグネシウ ム国際研究センター センター長)	
(d) マテリアルズインテグレーション			
応募タイプ	研究開発課題名※	研究責任者	
拠点型	マテリアルズインテグレー ションシステムの開発	小関 敏彦(東京大学 大学院工学系研 究科 教授)	
拠点型	溶接部性能保証のためのシ ミュレーション技術の開発	廣瀬 明夫(大阪大学 大学院工学研究 科 教授)	
拠点型	構造材料の未活用情報を取 得する先端計測技術開発	大久保 雅隆(独立行政法人産業技術 総合研究所 ナノエレクトロニクス 研究部門 上席イノベーションコー ディネータ)	
拠点型	「界面」を通じた、構造材料 における未解決課題克服の ための技術構築	津﨑 兼彰(九州大学 工学研究院 教授)	
個別テーマ実施型	構造材料開発に利用する計 算熱力学に関する技術基盤 構築	菖蒲 一久(独立行政法人産業技術総 合研究所 生産計測技術研究センター 上級主任研究員)	
個別テーマ実施型	高性能高分子材料の長期時 間依存特性の予測技術の開 発	栗山 卓(山形大学 大学院理工学研究 科 教授)	
個別テーマ実施型	マテリアルズインテグレー ションへの数学的アプロー チ技術開発	西浦 廉政(東北大学 原子分子材料科学高等研究機構 教授)	
個別テーマ	構造用高分子材料の実用型	藤元 伸悦(新日鉄住金化学株式会社	

実施型	最適設計・総合評価支援ツー ルの開発	機能材料研究所 研究員)
個別テーマ実施型	高温物質移動および組織の 時間依存挙動のシミュレー ション技術開発	松原 秀彰(東北大学 大学院環境科学 研究科 教授)
個別テーマ実施型	計算機を用いた材料支援技 術への時間依存特性導入技 術	毛利 哲夫(東北大学 金属材料研究所 教授)

以上

【お問い合わせ先】

お問い合わせは電子メールでお願いします。

国立研究開発法人 科学技術振興機構

イノベーション拠点推進部 SIP グループ

〒102-0076 東京都千代田区五番町7番地 K's 五番町

E-mail: sip_structuralmaterial@jst.go.jp

また、SIP の公募ホームページ

http://www.jst.go.jp/sip/k03.html

に最新の情報を掲載しますので、併せてご参照下さい。

※土曜日、日曜日、祝祭日に頂いたメールは休日明けの回答になること、予めご了承下さい。